
平成30年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成30年9月7日 (金曜日)

議事日程(2)

平成30年9月7日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明	書記 横田 和雄	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柁賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	柴田敬三
都市整備課長	松浦敏幸	税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

【傍聴者数】 18名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 1 2 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 2 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

皆さんおはようございます。2 番、公明党、松岡泉です。

一般質問をする前に、まずもって北海道の今回の地震に伴いまして亡くなられた方、行方不明になっておられる方、また被災を受けられた方、多くおられます。まずもってお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは私の一般質問でありますけども、本日は水害対策についてお伺いいたします。

今回の西日本豪雨では、200 人以上の死亡者や行方不明者が発生して甚大な被害となつてしまいました。豪雨災害は、去年の九州北部豪雨に続き、2 年連続しての発生となります。毎年、同じような豪雨被害が発生するのではないかと懸念されているところでもあります。私たちは、地震、津波、豪雨や土砂崩れなどの災害から町民の生命や財産を守る責務があります。他のところで起きていることは、自分の町でも起こると捉え、それらの教訓は我が町の災害対策にも生かしていかなければなりません。

東京大学大学院特任教授の片田敏孝氏は、「今回の西日本豪雨は、災害が発生した範囲が超広域で、膨大な雨は長時間続き、河川の氾濫と土砂崩れが同時多発的に発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。これまでになかった災害の形態であり、新たな課題が突きつけられている。」と語っております。そこで、今回の豪雨時の町の対応に問題はなかったのか、教授が指摘されている課題を含め、今後予想される災害に、どう町としては対応していくのかをお伺いします。

西日本豪雨時の町の状況はどうであったのかお伺いしていきたいと思いますが、まずもって、昨年九州北部豪雨時と比較しての降水量、遠賀川の水位の状況はどうであったのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

九州北部豪雨と比較した降水量、遠賀川の推移の状況はというところについてお答えいたします。

降水量につきましては、気象庁が発表しているデータをもとに御説明いたします。まず、昨年発生しました九州北部豪雨の降水量について御説明いたします。

平成29年7月5日で観測地点は、八幡と朝倉です。朝倉地区の24時間総雨量は、7月5日は516ミリでした。7月5日12時から21時まで507ミリの降水量を計測し、総雨量の98.2%はこの9時間に集中して降り続けております。八幡地区の24時間の総雨量は、7月7日は203.5ミリでした。7月7日午前3時から7時の間166ミリの降水量を計測し、総雨量の82%はこの4時間に集中して降り続けました。

今回の西日本豪雨災害の降水量につきましては、気象庁が発表しています英彦山、添田、飯塚、八幡の4地点の降水量、7月6日について御説明いたします。英彦山の24時間総雨量は、317.5ミリでした。13時から23時で228.5ミリの降水量を計測し、総雨量の72%で、10時間降り続けました。添田の24時間総雨量は391ミリでした。午前4時から22時まで387.5ミリの降水量を計測し、総雨量の99.1%で18時間降り続けております。飯塚市の24時間総雨量は338ミリでした。午前4時から20時まで329ミリの降水量を計測し、総雨量の97.3%で16時間降り続けております。八幡の24時間総雨量は180.5ミリでした。午前4時から8時で122ミリの降水量を計測し、総雨量の67.6%で4時間降り続けております。英彦山、添田、飯塚では、いずれも総雨量300ミリを超える降水量が計測されております。八幡においては、午前4時から8時の間に集中して雨が降り、それ以降は小雨が降っている状況でした。

次に、遠賀川の水位についても、平成29年7月の九州北部豪雨と今回の西日本豪雨についてお答えいたします。遠賀川水系の日の出橋観測所、中間観測所、木月観測所の3カ所の水位の状況を述べます。

まず、平成29年7月の九州北部豪雨災害の状況です。日の出橋観測所は、午前3時から7時までの間の水位は2.7から2.8メートルで推移をしております。7日の最高水位は13時の3.48メートルで、氾濫注意水位の5.9メートルまで上昇しておりません。中間観測所は、午前3時から7時までの間の水位は1.06メートルから1.14メートルで推移しております。7日の最高水位は13時の1.3メートルで、氾濫注意水位の3.7メートルまで上昇しておりません。木月観測所は、午前3時から7時までの水位は1.04から1.68メートルで推移しております。6日の最高水位は、午前7時の1.68メートルで、氾濫注意水位の2.3メートルまで上昇しておりません。

遠賀川水系の添田町・朝倉市一体で、7月の5日に豪雨がありましたが、日の出橋、中間の観測所については、5日の日も氾濫注意水位まで上昇することはありませんでした。次に、遠賀川河口堰からは、6日の堰の開門については、全開する旨の連絡はありませんでした。

次に平成30年7月6日の西日本豪雨災害における水位の状況です。日の出橋観測所は、午前9時から15時まで氾濫注意水位5.9メートルに達し、17時に避難判断水位7.1メートルに達し、18時から23時までには、氾濫危険水位の7.7メートルを超え、20時に8.62メートルを記録しております。中間観測所は、午前10時から17時まで、氾濫注意水位3.7メートルに達し、18時に避難判断水位の5メートルに達し、19時から21時までには氾濫危険水位5.4メートルを超え、20時に5.51メートルを記録しております。木月観測所は、午前8時から正午まで氾濫注意水位2.4メートルに達しました。それ以降は2メートル前後を推移しております。午前8時40分から、遠賀川河口堰のほうから連絡が入りまして、河口堰を全開をするという旨の連絡を受け、同日の16時40分に河口堰ゲートの全開操作を終了したという報告を受けております。ゲートの全開状況により、多量の葦や流木、その他のごみ等が海岸線に流出しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、説明していただきましたけども、2年間にわたって芦屋にも影響がありました、こういった豪雨の状況でありますけども、皆さんどのように感想をお持ちになるのでしょうか。

去年に比較して、ことしはですね、雨量が英彦山、添田、飯塚、中間と、このあたりの雨量が300ミリを超えるような状況で、昨年から比べると、芦屋町にとっては今回の豪雨のほうが影響が大きかったのではないかなというふうに受けとめられると思います。特に遠賀川は、私たちにとっては遠賀川が非常にですね、生活用水の用地でもありますし、また災害を起こす可能性がある一級河川であります。今回、中間ではですね、非常に雨が降りまして、氾濫危険水位5.4を超えてですね、夜8時ごろには5.51とテレビで放映されていますように、今にも、もうすぐ超えそうな状況に陥っていたわけですね。芦屋町にとっても、中間のほうで氾濫が起きればですね、全く影響がないわけではありません。そういう意味からすると、もう少し前線が居座ってですね、あのまま降雨が続けば、大変な事態になっていたんじゃないかなと私は推測するわけです。そういった状況でありますけども、この遠賀川の河川の氾濫判断についてはですね、遠賀川河川事務所からの情報をもとにですね、対応しているかと思っておりますけども。この当該事務所との連携はどのように行っているのかお伺いたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

遠賀川河川事務所より河口堰のゲートの開門や遠賀川の水位の危険度が上がるたびにファックスで情報が伝達されております。その内容を確認し、町の避難所の開設等の判断材料として活用をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、私たちの対応についてはですね、全てこの遠賀川の河川事務所、この河川の氾濫につきましては、その情報をもとに活動しているというようなことだと思います。このファックスで流れてくるわけですけども、この受信状況が悪いまたは向こうから芦屋までのそういった送信が行われないような事態も当然考えられるわけですけども、その際の手備手段等は考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

あと基本的には、インターネット回線を遠賀川河川事務所と直接つないでおりますので、推移状況だとか、そういうカメラ等の映像を見れるような状況をつくっておりますし、町のインターネットでも遠賀川河川事務所のホームページにアクセスすれば、水位の状況だとかというところは情報を取るということは可能だということで、一応、遠賀川河川事務所とファックスとインターネットを通じての2系統で対応していくということで考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

遠賀川河川事務所とのですね、連携、そういった情報交換は異常なくやられていると。そういった手備手段についてもですね、しっかりとあるので問題ないというふうに捉えてよろしいかという答弁でしたので、今後ともですね、情報漏れ等に基づいてですね、指示等が遅れるまたは誤判断をするということがないように心がけていただければと思います。

今回ですね、避難情報等の発出状況ですけども、事前に私もデータをいただいておりますけれ

ども、今回の災害に対してどのような避難情報等を発出されたのか、説明を求めます。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町のほうは今回の豪雨につきまして、どういう形で避難情報を流したかというところを御説明いたします。

前日の5時42分に洪水警報が発令されて、一時的に激しい雨が降り続いたため、翌日になりますけれど、午前7時に自主避難所を開設しております。7時30分に遠賀川の間観測所の水位が水防団待機水位に達したため、それと午前7時40分に土砂災害警報が発令されたため、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。その後、状況によりまして、16時40分に避難勧告を、一部の大君と三軒屋の地区に避難勧告を発しております。

洪水等の発令基準につきましては、水位・雨量の状況や今後の気象予測、河川の状況、住民からの通報等を含めて総合的に判断し、発令をしていきたいというふうに思っております。

避難準備・高齢者等避難開始につきましては、遠賀川の間観測所で3.7メートルに到達し、さらにそれが1時間以上続く場合に、そういうことで避難判断の状況を出すという形にしておりますし、避難勧告につきましては、判断水位が5メートルを超えるというところになったときに出していこうというところで考えております。避難指示につきましては、氾濫危険水位5.4メートルを超えたときに避難指示を出すという形で、この水位の状況を総合的に判断し、発令を出していこうというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

発出基準について今説明がありました。それでですね、発令をするときには根拠があって、明確な基準のもとに発令されているというふうにお伺いしましたけれども。これは明確に対策本部、町長以下ですね、集まっていたいて、情報のもとにそれぞれ発出されているかと思えますけれども。町の中でそういった発出基準というのは明確に示されて、それを皆さんの情報を共有のもとに発せられているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に総務課で総合的に判断し、町長に判断を仰いで発令をしていくというところでやって

おります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それぞれですね、状況が少しずつ異なってくるかと思うんですけど、あくまでも基準はですね、明確に示しておいたほうがいいのではないかと私は判断します。

続きまして、今回の西日本豪雨に際しまして、避難の状況と被害状況についての説明を求めます。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難状況としましては、避難所を2カ所開設をしております。中央公民館と総合体育館。中央公民館では、3世帯8名、総合体育館は、19世帯31名の方が避難されてきました。

被害状況につきましては、人的被害や、家屋被害についてはございませんでした。道路被害としては、道路冠水が13路線で通行止めを行いました。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

総合体育館に19世帯の31名の方と公民館に3世帯8名ということに聞いておりますけれども、このですね、勧告、特にですね、大君それから城山付近の土砂災害危険区域の方に対して避難勧告を発令しておりますが、この人数31名等を踏まえてですね、町としてはこれは妥当な人数というふうにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

人数的には妥当かどうかというのはなかなかお答えするのは難しいとは思いますが、地域的にもう少し避難されて来てもいいのではないかとこのころはございます。反対に遠賀、岡垣では100人から300人という方が避難勧告を出した場合に、やはり決壊というおそれがあるという形で、遠賀のほうはたくさんの方が避難を今回はされて来ているという形を聞いていますけれど、芦屋の場合につきましては、今までの中では、私が知っている中では、やはり避難勧告を

出したことによって、早目に避難してくれた住民の方はいらっしゃったというふうに認識しております。これをいかに多く、情報を発信していくかというのはちょっと一つ問題になろうかと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

ちょっと、私も少なかったんじゃないかと思われるんですけども、それは感覚的なもので、今後ですね、そういった啓発を行う中でですね、住民の皆さんには安全を確保していただけるように努めていければと思います。

今回の対応についての反省事項がありましたらお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

それでは反省事項についてお答えいたします。

まず1点目、初動体制の人員の配置についてです。

7月5日の17時から大雨警報が発令され、総務課3名で警戒体制を取っておりましたが、6日の午前6時から雨足が強くなり、道路の冠水や一部の住宅に雨水が流入していると連絡があり、総務課だけでは対応できないというところで、都市整備課、生涯学習課の参集を行い、自主避難所の開設や道路冠水状況の確認等を行っていただくため、参集を行っております。

今回、台風7号及び梅雨前線の影響により、西日本を中心に集中豪雨を降らせるといった状況で、昨年線状降水帯による豪雨災害とはまた違い、遠賀川水系の上流部分で水位が上昇したというところを情報を把握することが非常に難しかったというところの中で反省になります。

特に、遠賀川水系の上流で相当量の降雨があり、それに伴い、遠賀川の日の出橋・中間の水位が氾濫危険水位まで達するという状況になり、芦屋町では、水位状況が身を持って感じるができなかったというところでなかなか判断がされる方が少なかったのではないかというふうに思っておりますし、今回も早朝の豪雨というところで、職員の参集に時間を要したというところ、今後は、警報等が発令された場合は、職員の待機人数をもう少しふやした中で対応していきたいというふうに思っております。

また、団員の出動につきましても、今まで全団一斉に出動要請をかけておりましたが、このような長時間の対応が迫られる場合につきましては、分団を交代するような形で、3個分団を順次出していくような形も検討していかなければならないというふうに思っております。

2点目は、避難勧告発令のタイミング・地域への広報活動についてです。

今回は、6日の16時40分に三軒屋区の城山付近と大君地区の山間部に限定し、避難勧告を発令しましたが、雨量が弱まったことや遠賀川水位の上昇の時期とも重なったことにより、発令の意図が伝わらず、問い合わせがあったというところがございます。また、避難勧告の周知には、エリアメール、ホームページや防災メールまもるくん、広報車を活用して巡回をいたしましたけれど、周知に時間を要したことから、消防団を含めた複数の車両で今後巡回するような形で考えていきたいというふうに思っております。

あと、情報の入手手段として、防災メールまもるくんを住民の方に登録を促していきたいと。この防災メールまもるくんを登録していただくことによって、避難準備や避難勧告等の情報も入手することができるようになりますので、そこら辺の啓発に努めていきたいと思っております。

それと新たな伝達方法・手段につきましては、岡垣町が今年度より戸別受信機、でんたつくんを導入しておりますので、これを参考に町の実施計画に計上していきたいというふうに考えております。

3点目は、道路冠水・浸水についてです。

毎年同じ所が、道路冠水等しているため、都市整備課のほうに原因や対策について解決策を検討していただくように依頼をしております。

4点目は、避難所の運営についてです。

芦屋町では、今回三軒屋地区、大君地区の一部に避難勧告を発令したことにより、総合体育館のほうに30名以上の避難者があり、職員が対応するのに苦慮したというところが出ておりますので、それにつきましては、今後、きめ細やかな問題点についての対応やマニュアル等の作成も必要ではないかというふうに思っております。

5点目に、住民・職員等への災害情報の提供についてです。

避難者の情報や道路冠水の情報などの災害情報を住民にホームページや職員には掲示板での周知を図り、情報をなるべく多く発出していくような形で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

災害対応についてはですね、初動の対応が次の、事後のですね、対応に大きく影響してくる状況にあります。そういうことで、初動の対応がいかに重要かということが言えるかと思っております。そういう意味で、人的・物的についてはですね、十分な供えを万全に期していく必要があるかと

思います。今回、反省事項でありましたように、情報の伝達的手段や方法について、それから避難所の運営など課題も多くあるんじゃないかというふうに思います。これは今に、課長のほうからの答弁がございましたように、やはり細部にわたってですね、今後検討していただいて、マニュアル等を整備した中でですね、対応していただきたいと思いますというふうに考えます。

それではですね、次に今回の豪雨の災害状況の教訓として町としてですね、課題をどう見ているのか。また対策についての見解を伺っていきたいと思いますけど。

まず、1点目ですが、避難指示、情報の内容についてです。これにつきましては、片田教授が指摘しておりますけれども、今回の西日本豪雨は、広範囲に被害が出ているんですと。長時間の降水もありますし、氾濫も出てる、土砂崩れも多く出ていると。このような状況の中ではですね、指示、情報等の発出についてはですね、今までの状況ではなくしてですね、さらに配慮をしていかなければならないというふうに言われています。それはどういうことかと言いますと、芦屋町は非常に狭いエリアですので、区域指定というのは、なかなかする必要もないと言われるかもしれませんけども。こういった土砂災害、危険区域でハザードマップでも定めておりますので、今回ですね、この避難勧告をした場合、先ほど具体的に城山、大君の避難勧告をしたというのを言われましたけど、これは区域指定をして、住民の皆さんに大君の方、危ないですよという内容の発出をされたのかどうかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に危ない地域について広報車を中心に巡回をして回っているという状況です。防災メールやエリアメールをしておりますけれど、これにつきましては、土砂災害警報で避難勧告という形で大きなエリアでの発出の仕方、広報車を使ってその地域を回っていただいて、全体的に広報車を回したという状況で今回は対応をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そこはですね、明確にしたほうがいいんじゃないかと。今回の教訓からしてですね、これは今回、西日本豪雨でやはり住民の皆さんは自分に関係があれば、避難しようかといったところが出てくるわけで、やはり町全体としてそういったオーダーを流すときには、危ない区域を明確にして流してあげたほうがいいと思うんです。そうしないと住民の皆さんは自分のところは大丈夫なんだな。町全体で出ているから、うちは関係ないな。そういうふうに捉えがちになりますので、

やはり、ここは一考を要すところじゃないかというふうに思います。

次ですけれども、避難に関わる指示等の発出時機についてについてです。これはですね、今回の西日本豪雨で北九州市でも被害がっております。これ、門司区ですね。数分、数秒の間で2名の方が亡くなりました。そういう対応の違いで命が奪われるかどうかというのが決定づけられます。またですね、今回、遠賀川の危険水位を超えたという情報もテレビで報道されました。広島の呉なんかではですね、河川が氾濫するとどのようになるかということなんですが、一挙に3メートルの水かさが増えて浸水すると。そういうことからするとですね、避難開始の機会を逃してですね、たくさん被害を受けられた方がおられるわけです。先ほどの基準がまだ明確になるか、よく私もそのあたりは確認は取れておりませんが、町長以下指示をしてですね、適切なオーダーを流しておりますということでありましてけれども、私自身はですね、そのタイミングが遅れば避難できないで被害をお受けになる方は多くなるわけですから、やはりそこはですね、もう少し、どうでしょう、早める必要があるんじゃないかと。そういうことで、さらにですね、早めたですね、基準を設けるべきだと考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

松岡議員が言われますとおり、早目の避難の指示をどうかというところ、早目の避難の必要性は、十分認識しています。そのため、現在は、芦屋町では自主避難所の開設を今までより早く開設をしている状況でございます。住民の皆様が、早目に危険を感じるというところで、地域で一緒に避難行動を起こしていただくことが一番ではないかというふうに思います。避難所の開始時機に関わる基準の見直しについては、国や県などの動向を見ながら、変更できるものについては、変更していきたいというふうに考えております。今、遠賀川の氾濫危険水位だとか氾濫被害とかということについては一定の基準という形になっておりますので、そこが変更になるとかという形になれば、早目のということになろうかと思っておりますので、そこはまた国の動向等見ながら変更になれば、うちも早目の見直しをかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

現状を踏まえてですね、よその対応はどうであれ、我が町としてはですね、早目の避難を設ける基準はですね、単独、町の単独としてでもですね、しっかりと検討して皆さんの命を守る、財産を守るということで発令基準を明確にしていいただければと思います。

先ほど反省事項もありましたように、初動対応に関してはですね、または長期間に及ぶ場合、人材、まあ職員の皆さんが中心となったり、また消防団の皆さんが御苦労されたりですね、しっかりと町の皆さんを守るといって活動していただいている状況にありますけど、長くなったりとか、初動対応で人数が揃わないということで、初動に関しては先ほど申しましたように、初めの対応いかんによってですね、町全体の動きが災害対応が遅れたりするわけですけども。そういう意味からすると、今、全国的にはですね、どのような活動が行われているかといいますと、こういった災害時の発生時に伴ってですね、事前協定を自治体で結んでいるところがあると、こういうことでもあります。そういう意味からすると、町も今回の豪雨災害の対応の中で非常に人材不足。まあ人が、当然芦屋町の職員の皆さん全員出してもらっても足りないくらいの状況になるわけですけども、そういった時にですね、応援部隊が来ていただける、そういう意味からしてですね、他自治体との新協定を結んだらどうだろうかと思えますけど、この点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害時における相互支援協定としまして、栃木県佐野市と物資等の提供や応急復旧活動及び事務支援のための職員の派遣等を締結はしております。また、国土交通省九州地方整備局と大規模な災害時の応援に関し、被害状況の把握や現地情報連絡員、災害応援職員の派遣をする協定を締結しております。災害時における福岡県内市町村の相互応援協定の中でも、職員の派遣等もやっているという状況がございます。そのほかとしては、一般人というか、一般の方になりますけど、商工会の工業部会と災害時に応急復旧業務の応援協定を行っております。

現在の現状としましては、昨年の九州北部豪雨の被災地、朝倉市、東峰村や本年度の西日本豪雨災害については、県を通じて福岡県町村会より復旧・復興のための職員要請の人員が町村に割り当てられて、各町村から派遣できる職員を出しているのが状況でございます。今年度、町から中長期での派遣で東峰村に1名の職員を1カ月間派遣することができましたが、なかなか継続的に職員の派遣をすることは難しいというものがございます。地方公共団体等の自治体間連携というのは、なかなか難しいのではないかとこのように考えておりますし、県単位での職員の派遣・支援要請を考えていきたいというふうに考えております。

さらに、復旧・復興に関しましては、中間・遠賀地区の社会福祉協議会連絡会議と公益社団法人ひびき青年会議所が広域防災協定を結びましたので、災害発生時に効果的・効率的に災害ボランティア活動の支援を行っていただけるような形にはなっているという状況でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今の件につきましては、今後一考していただいでですね、また検討をお願いしたいと思います。
次なんです、次は住民の対応についてお伺いいたします。

町の情報に基づいて住民の皆さんの対応はですね、一様ではないかと思ひます。現在ハザードマップも更新されまして、精密な内容になっていると思ひます。しかしながら、いまだにですね、住民の皆さんで見えていなかったりと、十分な理解がされていないことも予想されております。行政としてかなりですね、啓発もやっけていただいで、総務課のほうで動いていただいでいるわけですけど、行政としては限度もあるかと思ひます。しかしながらですね、住民の皆さんはですね、正常性バイアス、これは、人間は命に危険が及ぶ災害時にあっても自分は大丈夫と思ひ込んでしまうような心理が働くそうです。こういうことで正常な判断ができないということで、対応が遅れるということになるわけですけど。この住民の皆さんのこういった特性、特徴に關しての対応については、町としてどうお考へになつていますでしょうか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

特性といひますか、どうしてもなかなか今、松岡議員が言われましたとおり、避難もされないし、自分のところは大丈夫ではないかということと、芦屋町はなかなか大きな災害が起こつていないというところがありまして、住民の皆様が、避難をする人が少ないという状況で、幸い芦屋町では大きな被害が起こつていないので、こういう対応ではなつてはいるんですけど、本当は早目に避難をしていただくとかという形の中で住民に意識を植えつけるとかいう形で進めていかないとけないのかなあというふうにお思ひしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

非常に難しい問題だと思ひますけども。先ほどの片田教授が提唱しているんですけど、やはりこういった状況にあつてはですね、みんなで逃げる。みんなで逃げる、この仕組みをつくつていくことが大事であるというように、この片田教授が語つております。今回もそういったことで避難する際に、高齢者の方と一緒に早目に避難しましたという方もおられました。

公明党としてですね、今回100万人訪問調査というものを行ひまして、その際に防災についても皆さんからアンケートをいただきました。その中でですね、力を入れてほしい防災行政に關

しての回答ではですね、高齢者などの災害時に配慮が必要な人たちが安全に避難できる体制づくりへの要望が浮き彫りとなっております。こういう意味からすると、避難弱者についての取り組みをですね、しっかりとやっていただきたいという住民の皆さんの要望が全国でも行われております。現在、自治区ではですね、町の主導のもとにですね、避難計画を作成することが検討されているかと思えますけれども、このみんなで逃げる、自治区でそういう障害者の皆さんや高齢者の方と一緒に逃げる仕組み、この取り組みの推進を加速させるべきだと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

逃げるというか、避難する、みんなでというところにつきましては、やはり地域の方で声かけをしていただいて、自主防災組織もしくは自治区で、隣組で、やはり高齢者の方いらっしゃるとかというところでは声をかけて早目に、今、避難準備、高齢者等避難開始というところは早目になっておりますので、皆さんでやっぱり声をかけて逃げましょうというところの声かけが一番大事になってくるのかなと。行政としましては、その情報を早目、早目に出していくというところで対応していきたいというふうに思っておりますし、そういう取り組み等ございましたら、行政としましては、相談や支援は行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今までですね、今回の豪雨災害について、教訓としてですね、捉えられるところを確認させていただきました。今、災害の形態も大きく変わってきております。つい最近でもですね、台風の影響もありましたし、地震もありました。こういったことも踏まえながら、町としてもですね、さらなる取り組みをしてですね、災害対策には万全を期していただきたいと思っておりますので、今後とも御尽力をよろしくお願いいたします。

1件目はこれで終わりました、2件目ですけれども。2件目は芦屋中央病院にかかわる住民要望の具現化についてであります。芦屋中央病院移設に伴う状況の変化は、住民にとって、それぞれに不便さや戸惑いを招いており、地域医療等への不安が増しているように感じます。住民が安心して病院を利用できる環境の整備は、病院が信頼を得るための要件の一つではないでしょうか。今回の地方独立行政法人法改正に伴って、町長が中期目標の策定に加え、評価についても責任を負うことになりました。この機会に、住民の要望に応えるためのあり方を再検討する必要性があ

るのではないかと考え、病院にかかわる住民要望の具現化についてお伺いします。

初めに、新病院移設後の病院にかかわる住民要望の集約についてですが、芦屋中央病院にかかわる住民要望の受け入れ先は、主に病院や役場となっているかと思えます。また、内容的に見てもですね、いろいろな混在した状況が見られるのではないかと思います。しかし、これらはですね、住民からの、皆さんからの要望ですので、行政としては真摯に対応しなければならないと考えます。まず、この住民の皆さんからの要望に対しての対応はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

初めに、新病院移設後の病院への住民の皆様への要望の受け入れ先についてお答えいたします。

病院移転前と移転後で、住民の皆様への要望の受け入れ先については基本的には変わっておりません。病院では、総合相談窓口や院内各部署で伺うこととなりますが、要望の内容によっては、関係する担当者呼んで適切な対応を行っております。また、病院内には、1階の受付、3階のコミュニティルーム、4階の公衆電話の横の3カ所に御意見箱を設置しております。月2回、回収を行い、投函された御意見につきましては、週1回院内執行部が集まる運営会議で議題として取り上げ、具体的な対応策をとっております。また、患者満足度調査を年1回実施し、その集計結果を病院のホームページに掲載しています。

次に、役場での受け入れですが、各課窓口、電話、町長への手紙で要望を伺うことがあります。町長への手紙は、企画政策課広報情報係から病院へ回送しています。役場では、病院に関する事項について相談があった場合は、内容が正確に伝わり、速やかに検討できるように、できるだけ直接病院に相談していただくようお願いしております。役場で内容を伺った件については、病院に速やかに報告し、情報の共有化を図っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今の住民の皆さんの要望をどのように承っているのかということ、その要望も迅速にですね、病院のほうに伝えてますという回答だったように思います。病院のほうでは意見箱ですね。それから年に1回の患者満足度の調査をやっているということで、それも病院のホームページにも掲載されているということだと思います。そのほかにもですね、病院では総合相談窓口、外来、病棟でも随時、要望を聞いているということで、住民の皆さん、病院としてはですね、病院のほう

はっきりと受け入れ窓口は整っておりますということでもあります。役場についてはですね、電話でされる方、窓口に来られる方ですね、それから一部ですね、議員の方を通じて、また自治区の区長さん、そういう方を通じてですね、正規の手続をされている方もおられると。また、町長への手紙でお願いをすると、そういった手段も設けられていると思います。そういうことで、住民の皆さんの要望はしっかりと承っているということだと思いますけども、これについてですね、皆さんの要望というのは混在した形で、いろいろな要望がされて来られるかと思います。それでですね、この承った要望は受け入れ可能性、実行可能性について、それぞれどのように検討されているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

受け付けた要望については、病院に関する事項については病院が、町行政に関する事項については町が対応することを基本的なスタンスとしております。病院に関する事項について町に相談があった場合は、先ほども申し上げましたが、要望の内容が正確に伝わり、速やかに検討できるように、できるだけ病院に直接相談していただくようお願いしております。町で要望を伺った場合は、速やかに病院に伝えるようにしております。また、町行政に関する事項について、病院に相談があった場合は、速やかに町の所管部署に伝えるよう、連絡があるようになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

先ほど重なった質問で申しわけなかったんですが、それぞれの要望をしっかりと承って、検討してやっているということだと思いますが、それぞれ承って、全て「病院にかかわる」ですので、医療事務に関しての内容については当然病院でしょうし、診療を受ける際のそういったサービスについても、病院のほうに行くかなと思うんですけども。それぞれにはですね、混在した形で住民の皆さんから要望が来ますので、病院から町へ、町から病院へ改善要望等をするようなことは行われているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

先ほどもお伝えしましたように、町のほうに相談があった場合は、病院へ速やかに伝えるようにしております。新病院移転後に町に関する事項で病院にされた要望としましては、芦屋地区か

ら中央病院へ通院のためにタウンバスを利用したいんですが、本数が少ないのでふやしてほしいという要望がありました。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

「病院にかかわる」ということですので、交通アクセスとそういったところも住民の皆さんの要望に加わっているのではないかと思います。そういったですね、住民の皆さんが要望されるわけですけども、回答としてですね、承ったことに関しましては、真摯に対応してですね、それぞれに、住民の要望された方に、またお答えしていく必要があるかと思うんですけども、そういった要望を提出された方への結果通知はどのように行われているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

まず病院では、基本的には検討結果について口頭または書面にて回答しています。また、役場から回送された町長への手紙については、病院で検討後、記名の方につきましては、病院が書面で回答を行い、回答した内容の写しを町へ提出しております。町のほうでも同様に、検討結果について口頭または書面にて回答しています。町長への手紙については、所管部署で対応を検討し、記名の方につきましては書面で回答をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

現在の対応について説明をしていただきました。ただですね、私は今、特にですね、独法化されて、山鹿に移設した新病院に対する環境の変化に伴っての住民の皆さんの不安というのはたくさんあるし、不満もあるんじゃないかと。そういう意味からすると、聞くたびに病院に対しての要望が生まれているように感じます。そういう意味からしたらですね、住民の要望のこの具現化についてはですね、事務レベルで協議の場を設けたらどうかなとつくづく思うわけです。今の課長の答弁からしますと、しっかりそのあたりはやっております。それから病院のほうも対応しておりますという状況ではないかと思うんですけども。私自身としてはですね、そういった協議の場を設けてですね意見交換、情報を共有した中で、行政全体の中で住民の皆さんの要望に答えていくということが必要じゃないかと思うわけです。住民の要望についてはですね、独法化された

病院の中期目標とか計画にはですね、反映することは当然難しいこと、困難性を伴うと考えます。ただし中央病院はですね、住民の皆さんあつての病院でありますので、まあそういうことからするとですね、この要望の具現化については、真摯に答えていかなければならないと思うんですけど、その対応の仕方、基本的な考えはいかがなんでしょうか。お願いします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

中期目標の策定、中期計画の作成、業務実績の評価等につきましては、住民課と病院それぞれの所管の事務レベルで情報交換をしながら事務を進めております。また、住民の方から病院への要望等が役場へあった場合は、スピード感を持って病院に伝えるようにしております。今後も適宜、情報交換を行い、必要があれば協議し、迅速な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

課長のほうからですね、迅速な対応という形で皆さんの要望がすぐに伝わって検討されているということも重要かと思うんですけども、今、住民の皆さんの要望というのは、1つだけではなくて、いろいろな形の要望があっているんじゃないかと思うわけですね。そういうことからすれば、多分ですね、バスのことであれば、その関係の部署、医療のことだったらまあ病院、それぞれいろいろな形で上がってくるわけですけども。そういうことを集約してですね、それぞれに同じ認識のもとに協議された中で対策を講じていく。これが基本じゃないかと思うわけですね。そういうことで、定期的な事務レベルの意見交換の場を設けてはどうかと私は思うわけですね。この点はいかがですか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

基本的に、病院で対応すべき事項については、医療の専門的な内容が多いことから病院で対応する。行政として対応すべきことは町が対応する。また双方で協議が必要な事項については、病院と町が情報交換を行い、適宜対応していくことで迅速かつ効果的に対応できるものと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そう言いながらもですね、現在、町全体としてはですね、話題としてはこの病院関係、高齢者の方を伺うたびにですね、私たちの耳に入ってきますし、御苦勞されているところもありますので、少しでも不安を和らげるためにも、また、地域の中央病院としてもですね、頑張っていたきたいという観点から、そういった提案をさせていただきました。今後ともですね、住民の皆さんに真摯に答えていける行政であっていただきたいなという願いであります。

最後にですね、これは町長にですね、今回法改正が行われました。それで評価についても町長が責任を負われるということになりましたので、これと直接は関係ないかと思えますけども、住民要望の具現化についての町長の見解はいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

中央病院に関しまして、松岡議員からいろいろ御指摘があり、また御助言をいただいたところでございますが。先ほど来より、課長のほうから答弁がっておりますように、住民の皆様の要望につきましては病院、町、それぞれが対応していくべき事項。それから協議して協力していく事項があるものと考えております。議員おっしゃられました、その具現化につきましては、可能な事項については、迅速かつ効果的に行わなくてはならないと考えております。しかしながら、制度上難しい事項、それから大きな予算を伴う事項等々いろいろな要望がございます。いただいた要望については真摯に受けとめ、いろいろな状況を踏まえた上で、総合的に判断して対応していかなければならないと考えております。

それと中央病院3月に開設いたしまして、約半年たったわけでございます。理事長以下スタッフ、一生懸命、業務に励んでおるわけでございます。私は正式な協議の場というわけではないんですが、院長とそれから事務長とそれから町長の手紙等に來たことについて、折に触れてお話をさせていただいております。これは正式な協議ではありません。しかし、もうお忙しいのはわかっているんで、住民サービスに努めてくださいと。やはり病院も事業ですので、やはり人と人が対人ですので、やはり受付の方、看護師さんの方、その方たちの対応が悪ければ、病院の印象も悪くなります。それから、もう要望につきましては、今、課長が申しあげましたように、多種多様にございます。そういうことでございますので、半年、それからまあ、温かい目で見えてあげていただきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

中央病院はですね、地域の中核の医療を担う病院としてですね、しっかりと住民の皆さんに寄り添っていただきたいと考えますし、町としても町長からの見解をいただきましたので、今後ともですね、住民の皆さんには真摯に対応していただいて、しっかりとお応えをしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上を持ちまして、松岡の一般質問を終了させていただきます。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、9番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

件名1、4町での公共交通の確保について。平成30年3月17日のJRのダイヤの改正により、遠賀川駅での運行本数は上りが平日で56本、土日祝日で50本、それぞれ7便減となっています。下りが平日で53本、土日祝日で48本となり、それぞれ8本減となっています。芦屋町から通勤・通学で利用している住民からは、快速列車が停まらない駅の利便性はさらに悪くなったとの声が聞こえます。水巻町、遠賀町、岡垣町についても同じ課題を抱えており、各JR駅と住民とを結ぶ公共交通の確保と便数の増便が課題となっています。今後、新JR折尾駅が完成すれば折尾駅を中心とした交通体系の拡充が住民から求められます。そこで、折尾駅を含めたJR駅、役場、公共施設、スーパー、病院等を循環する4町での公共交通の運行を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。以上、伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

芦屋町の公共交通の目指すべき将来像は、芦屋町地域公共交通網形成計画に記載されておりますように、既存にあります北九州市営バス、芦屋タウンバスを幹線バスと位置づけ、維持・確保しながら、公共交通網を形成していく計画となっています。JR折尾駅までの交通体系については、遠賀郡の自治体ではなく北九州市との協議等が必要となります。平成28年9月に北九州市営バスの3便増便、2便快速化が実施されたように、北九州都市圏域の形成に係る連携協約に基づき、JR折尾駅を中心とした交通体系の拡充については、北九州市と連携しながら、事業をしていくこととなります。

一方、JR水巻駅や海老津駅、役場や病院、買い物施設など4町で循環する公共交通の運行については、遠賀郡内の交通担当者が集う地方創生市町村圏域会議に提案をさせていただきたいと思っています。しかしながら、広域での交通ネットワーク化の実現には、運行に要する財源が大きな課題となってきます。4町での合意形成に時間を要する協議案件になると予測しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

芦屋町の現在のJRとの接続については、芦屋タウンバスの運行が中心ですが、これは芦屋タウンバス、現在、往復で67便だと思いますが、福岡県内の自治体交通としてはですね、恐らく県内一の便数を確保しているということですね、その点は町も財政的にもですね、支援して頑張っていると思います。ただやっぱり利用される方々の声を聞けば、やっぱり運賃の設定の問題や、便数の問題、それから高齢者や障害者への配慮の問題、そういった要望が出ています。先ほど言われました芦屋町地域公共交通網形成計画、これは29年6月に策定されていますけど、この中で4町での広域的な運行について、相当触れてあります。まず、芦屋町の上位関連計画の整理の中で交通分野を見ますと、遠賀郡各町との連携により、公共交通ネットワーク化について協議・検討を図るとしてありますし、それから第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画の概要の中では、公共交通機関の充実ということで、地域公共交通維持確保計画に基づき、住民にとって利便性の高い公共交通の維持確保について関係機関との協議を進める。遠賀郡各町との連携による公共交通ネットワーク化について協議・検討を図るとしてあります。また、今、地方創生で出てきている芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要の中でもですね、交通ネットワークの充実ということで、住民の交通手段の確保や利便性を向上させるため、既存の公共交通の見直し・充実を図る。広域連携による公共交通のネットワーク化を検討する。また具体的な施策としてはですね、遠賀郡各町との連携による、公共交通のネットワーク化を検討するという、こういったふうに今度出された公共交通網形成計画の中でも4町での運行ということがですね、出されていますし、先ほどの答弁でも今後これを具体化していくということになっています。その中でですね、ぜひ実現してもらいたいというふうに思います。

8月21日に岡垣町議会の住民懇談会に、私たち広報常任委員会の委員長、副委員長で傍聴・見学に行きました。これはワールドカフェ方式といって、一括でするのではなくて、それぞれ七、八人ずつのチームに分かれてですね、論議をしていくという、そういった形態でやられていたけど。この中でもですね、やっぱり住民の中から岡垣町でも4町でのバスの共同運行ができないのかという、そういった声ですね、上がっていました。

先日も芦屋町の町民の有志の方とですね、懇談会を持ったんですけど、その中にやっぱり住民の方からも4町での運行を行えば便数も確保でき、運賃を引き下げることができ、費用対効果が高まるのではないかと、そういった意見も上がっていました。

先ほどの中では、折尾駅との問題が大分、市営バスを中心に運行していくという、今後の方針は発展させるというようなことでしたが、なぜ折尾駅をやっぱり使わなければいけないとかと言いますと、今、やっぱり通勤・通学も含めて、北九州だけではなく、福岡都市圏への通学・通勤もふえてきています。折尾駅からですね、小倉駅へは便数が165便出ています。博多駅には148便ということで、先ほど言ったように、遠賀川駅を利用した場合はですね、56本と53本ということから3倍近い差があるわけですね。これは例えば、上りにしてみればですね、115便が普通・快速、それから50便が特急ということで、そういった点ではですね、福岡都市圏に出て行く、小倉に出て行くという点になれば、ものすごい差があります。そういった点ではですね、やっぱりJR折尾駅との連携というのは必ず必要になってきますし、水巻のJRの職員とちょっと懇談もしたんですけど、そのときに出されたことは、今後さらなる運行本数の削減と、それと駅舎の無人化、こういったことが小さい駅では図られていくんではないかということを危惧していました。

今見てわかるように、JRについてはですね、ななつ星列車に見られるように、高額なスペシャリティな列車をつくったり、不動産業にウエイトを移していくという、こういった傾向に走っています。地方交通についてはですね、豪雨災害のときの日田英彦山線の復旧に見られるように公共交通の役割を投げ捨ててですね、ローカルや利用者の少ない駅は切り捨てると、そういった経営方針になっています。そういった点ではですね、折尾駅の位置づけをどう考えるのか、町のほうにお伺いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今、議員がおっしゃったように折尾駅との接続は芦屋町にとっては大事なことだと思っています。ちなみに芦屋町から北九州市営バスが折尾駅につながっている便数について、ちょっと御報告させていただきます。

平日ですが、平日は43便折尾駅のほうにつながっております。一番使われる時間帯、通勤・通学に使われる時間帯は6時と7時台だと思っています。6時には6便、7時台には8便という便数を今、確保していただいているところであります。この便数につきましては、先ほども言いましたように、維持・確保していくことが一番重要だと思っていますので、この点については、北九州市と連携して協議していきたいと思っています。あと自前のバスを、例えば折尾駅に走ら

せるということにつきましては、それぞれ町のほうに交通会議という会議を設けることになって
います。そこで路線や運賃を決めて、各事業者、団体等との協議を行った上での同意を図れて初
めて、その路線が確定できる。確定するというか、それを決めた中で、また国のほうに申請する
こととなりますので、その辺はなかなかちょっと難しい状況じゃないかと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

公共交通を新たにつくるとか、そういったことをする点ではですね、なかなか難しい問題があ
るということは重々承知しております。ただですね、やっぱり北九州市営バスも今までの数十年
の歴史的経過の中で、芦屋町に乗り入れてきたということで、なかなか経営が厳しい中でも、便
数を確保してやってはくれています、それでも利用者にとっては便数が足りないとか、時間帯
が悪いとか、そういった意見が出されています。やはり、北九州市営バスは北九州市民のため
につくられたバスであって、北九州市民の税金を投入しているという問題があるんですから、当然、
芦屋線とか、ほかの路線について経営的に不利が生まれれば、そこは撤退しなければならないと
いうことが当然考えられますし、それは西鉄バスするときでもそうだったんじゃないかなと思いま
す。例えば北九州市営バスは、北九州市民の利用者に対しては、障害者や高齢者に対する割引が
ありますが、水巻や芦屋町の住民が利用してもその割引を、パスをもらおうとしてもできないと
いう、そういった点では、北九州優先という性格はちゃんと認識していたほうがいいと思います。

そういった点ですね、公共交通の自前でとるということ、当然、今、水巻のほうもですね、
昔は猪熊線があったし、今もありますけど。当然便数が少なくなっているということで、芦屋や
水巻やそして遠賀とか、そういったところを循環して折尾駅に回るというバスを北九州に頼らず、
4町で運営していくことができないかなという、そういった考え方を持っているわけです。これ
は私たち共産党としても中間・遠賀議員団というのがありまして、そこでもですね、この問題を
論議して、やはり広域な対応が必要でなはいかということですね、町にも働きかけていくとい
うところで一致していますけど。さっきも言いましたように、確かにいろいろなですね、問題が
あります。ダイヤの問題やルートの問題、それから、事業の委託の問題。それから乗り入れの問
題とか。確かに困難はあると思いますが、やはりそこら近所は、今後考えていかなければいけな
いんじゃないかなと思います。

公共交通は住民の足の確保にも必要不可欠ですが、最も必要なのはまちづくりにも貢献してい
るということです。自由に安心して移動できることで、外出する機会がふえ、町が元気になっ
てきます。交通は、生活交通に加えて教育、地域コミュニティなど、住民が生きていく上での土台

となります。今、人口減少や人口流出が芦屋町にとって課題となっています。人口減少や流出をとめる対策としても、住民が住み続けたい、住み続けられる地域づくりとして公共交通の果たす役割は極めて大きいと考えます。住民の願いを受けとめ、公共交通の基盤拡充を強く要望しますが、町長、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

公共交通の問題でございますが。まずはもう皆さん御存じのように遠賀郡4町でJRの駅がないのは芦屋だけということで。この点で、かなり通勤・通学は不便だというようなことで、これはもう芦屋の大きな課題で、もうずいぶん前からの課題であるわけで。しかし、ないものねだりでこちらにJRの線をですね、引っ張ってくれということはできないんであつて。今、芦屋のタウンバス、それから町内の巡回バス、接続するという形でいろいろな工夫をしてやっておるんですが。

遠賀郡で、4町でということで、町長会でもこの話は出ます。そうした場合に、やはり考えがそもそも違うというか、水巻と芦屋はやはり北九州、北九州市営バスに頼る。それで水巻は今度、ボタ山のほうの開発があるので、北九州市営バスに路線延長、増便等を頼みに行くということの水巻の町長は言われていました。遠賀、岡垣さんにつきましては、西鉄バス等々が撤退しておりますので、自前のバスで駅等々、巡回バスでやられておるようでございますが。話を聞きますと、遠賀と岡垣さんは横の交通をどうかしてくれと。駅までの縦はいいけど、遠賀の人が岡垣、岡垣の人が遠賀という形ですね、それは何かというと、病院、それから買い物。これですね、横の路線を何とかという要望が遠賀と岡垣は強いということです。芦屋につきましては、私もちょこちょこタウンバス利用させていただき、折尾駅から北九州市営バスに乗る時もあるんですが、そんなに便利悪くないがなあと思うことが多いんですけど。タウンバスに乗った場合、もう15分で遠賀川駅に着きますのでですね。北九州市営バスを役場前から乗って30分ちょっとぐらいですかね。そんなに不便は感じないし、何か本でも読みよったらすぐ着くぐらいのですね、形やし。やはり車社会におきまして、乗ったことがないという人が大部分ではないかと思えます。議員の皆様方でどのくらい、たまには乗ることがあるでしょうけど。どのくらいの頻度でタウンバス乗られておるか北九州市営バスに乗られておるのか。まず実態でちょっとですね、何度か乗ってみられてですね、体験していただきたいと思えます。

それはそれとして、遠賀郡4町でのそういうような何かできないかということは大いに議論しなければならないと思っておりますので。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

やはりそれぞれの町でいろいろ要望も違うと思いますので、テーブルに着けばですね、それを具体化していくということもできると思います。それで、そういったことをやっていくためにも一つ提案したいのは、やはり交通体系の拡充についてはですね、ダイヤの編成またはルートの確立それから、そういった専門性がやっぱり必要となります。そういった点ではですね、人材の育成っていうのがやっぱり本当に必要なものだと思いますので、やっぱり適材適所な人材配置を行い、そして交通体系のエキスパートを育成するというですね、そういった観点からですね、人事配置をお願いしたいと思います。

続きまして、第2点目のですね、遠賀川のごみ処理基金の創設について伺います。7月6日の豪雨によって遠賀川上流より流出した大木、葦、ペットボトル、発泡スチロール、空き缶等の大量のごみが柏原海岸、洞山、夏井ヶ浜、波津海岸に大量に漂着しました。これらのごみは海洋汚染だけでなく、漁船のプロペラの破損やエンジンの冷却水に混入し、エンジンの故障につながる。また、定置網が流木やごみにより流されてしまう事故も発生しています。海岸に漂着したごみ処理は町が行わなければならない、小さな町にとっては大きな負担となっています。今後も地球温暖化やゲリラ豪雨や大型台風による遠賀川の氾濫やごみ流出が起こる危険性が高まっています。

波多野町長は遠賀川流域リーダーサミットでごみ処理へ流域自治体が一体となった基金の創設を提案しましたが、現時点ではまだ実現していません。ごみや流木による海洋汚染を防ぐためにも、迅速な対応ができるごみ処理基金の実現は緊急のものとなっています。基金創設の進捗状況について伺います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

まず、遠賀川リーダーサミットでございますが、このサミットは、生命の川である遠賀川の水環境の改善を目指して、遠賀川河川事務所とNPO法人遠賀川流域住民の会が主催し、平成19年度から2年置きに開催されております。平成24年度に飯塚市で開催されたサミットでは、流域の22市町村長と福岡県知事、遠賀川河川事務所長のもとで、母なる遠賀川をより美しく誇りの持てる川として次世代に引き継ぐとした遠賀川流域宣言が発表されました。この宣言を踏まえて、遠賀川流域の住民の皆様と行政が連携してさまざまな活動をしており、遠賀川の水環境が一步步改善されております。

このサミットにおいて波多野町長は、河口の町、芦屋町では、洪水時に上流から流れてくる大

量のごみが海岸一帯に漂着すること。そのごみを処理する問題や漁業被害等について訴えてきたところでございます。また、遠賀川河川事務所所管の協議会で、国及び福岡県、流域7市12町1村で構成されている遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会においても、事あるごとに芦屋町の現状を訴えていました。

本年の8月1日に開催されたこの協議会の総会において、近年の河川を取り巻く変化に即した対応が可能となるよう規約及び会の名称を「遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会」と改め、水質改善だけではなく、ごみ問題にも焦点を当て、議論を行うこととなりました。時間はかかりましたが、今後はこの協議会にて、大雨によって遠賀川から流出し、流れ着いたごみの処理費用について、国・県のほかに流域自治体でも費用負担をする仕組み、基金創出について、具体的な議論が進められていきます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

お手元にですね、資料を配付しております。洞山及び柏原漁港の漂着ごみという写真の資料です。この1から2、3は、これは洞山の海岸にですね、打ち上げられたごみの写真です。4はですね、西方海岸のほうに打ち上げられたごみであります。5から9については、柏原漁港内に漂着したごみの一部を表示しています。

7月18日付の西日本新聞にでもですね、この問題が取り上げられて「岡垣、芦屋両町に流木 西日本豪雨で遠賀川から海岸へ」ということで報じられました。波津海岸では13日から県が片づけ始めますが、芦屋町は港湾区域については町のほうで、7月の11日から迅速に行われました。漁業者が3日間船を出してですね、この5から9のですね、ごみをですね、回収しました。これは町の財源でですね。即決で使える財源でごみの回収を行い、おおむね回収されました。また担当の職員のやっぱり奮闘に感謝しますし、またこの4の西方海岸については役場の職員がボランティアでですね、ごみの回収をするという、そういったこともしていただきました。ほかのですね、この1番から3番の洞山ごみとか、またほかにも、夏井ヶ浜にも同じように漂着していたんですけど、このごみについては県と町で分担し、回収されましたが、この回収作業が始まったのが8月6日から第2期回収作業が8月の27日からということで、現在もやられているというふう聞いております。

一応ですね、こういったことでごみは片付いたんですけど、この1から3の漂着ごみについてはですね、そういったことで、二、三日すればですね、もう大潮になってですね、このごみがもう全てまた海に引き戻されて、ほかのところに打ち上げられるか、また海に漂流するか、また海

底ごみになるかということで、大体7割ぐらいは海底ごみになるというような状況です。こういったことからですね、こういった遠賀川からの海岸漂着ごみの対応に一番必要なことは、やはり迅速に対応しですね、回収を行うという、そういったことが一番必要となっています。

海底ごみとなったごみはどんなふうになるかという、葦などはですね、こういった有機ごみについては、最終的には分解されて自然に還元されるということが出来ますが、ビニールやプラスチックごみ、ペットボトル、発泡スチロールなどは分解されずにですね、やっぱり他に漂着するか、または水を吸い込んで海底に沈み、海底ごみになり、分解されるという点では何百年という年数がかかるという状況になっています。平成24年にですね、冬のしけによって、季節風と潮流によってですね、海底ごみとなっていた大量の空き缶やペットボトルがですね、柏原西海岸に打ち上げられたということはですね、記憶に新しいことです。日本の河川には約4,000万本のペットボトル等がですね、落ちているという調査もあります。一番問題なのはですね、こういったプラスチックごみが年月が経つとですね、砕かれていってしまって、5ミリ以下のマイクロプラスチックになり、海を漂うという問題が起こります。年間海に出るプラスチックごみは800万トンとされています。現在、海洋には1億5,000万トンのプラスチックがあると推定されていますし、マイクロプラスチックは約5兆個あるとされています。

2050年には、この海洋のプラスチックごみが海洋の魚や生物よりもですね、量が多くなるという、そういった試算もされています。このマイクロプラスチックについては、製造過程も含めてですね、海を浮遊する途中でですね、有害物質が付着し、このマイクロプラスチックを小魚が食べ、そしてこの小魚を大魚が食べるという。そしてそれを人間が食べるという食物連鎖によって、人の健康にも影響を与えるというふうに考えています。この近年はですね、このマイクロプラスチックに世界的にも注目が集まってですね、例えばスターバックスとか、それからガストとか、そういったところがストローをですね、有機物のストローに変えるとかですね。それから、マイクロプラスチックは化粧品とか歯磨き粉とか、そういったものにも入っています。日焼けどめのクリームとか、そういった中にも入っていて、ハワイ島などでは日焼けどめのクリームをですね、使用を禁止するとかいう、そういったことでですね、世界的にも大きな問題になっています。

先日もですね、テレビでプラスチックごみの問題が取り上げられていましたけど、例えばパプアニューギニアとかですね、カリブ海というのは、私たちのイメージではものすごくきれいな海というふうに想像していますが、映像で見たのはですね、ペットボトルやビニールによってですね、環境汚染された状態が映ってしまっています。海中やその海岸自体がもうプラスチックのごみであふれているという、そういった状況になっています。またプラスチックごみを食したですね、鯨やイルカ、海鳥などがですね、海岸に打ち上げられて生態系にも大きな影響を与え、深刻な状

況になっているということも報じられていました。

最近言われているのは、このプラスチックごみについてですけど、プラスチックごみはリサイクルされていますけど、これがですね、中国が世界中のプラスチックごみのリサイクルを行っています。日本も中国に100万トンを出して処理を行っていたんですけど、この中国が廃プラスチックの輸入禁止を決定しています。リサイクル過程で汚染物質を排出し、環境汚染を引き起こすからということです。これによってですね、日本の100万トンのプラスチックごみが、処理先がなくなり、大きな問題となっていますが。またこのようなプラスチックごみ自体がですね、海に流出されるという、そういった可能性もあっています。

今度の遠賀川からの流出ごみによって出たわけですけど、これによってですね、漁業者の定置網も流されるという問題も起こりました。8月8日に国土交通省の九州地方整備局遠賀川河川事務所の副所長にこの漁業被害の状況と現地調査にですね、来ていただいて、現場のごみの流出の現状を見ていただきました。この中で意見交換を行う中で、芦屋町長が遠賀川サミットで提案している遠賀川流域自治体でのごみ処理への基金の創出が実現できるよう、国交省や県がイニシアチブを取ってもらいたいということを述べました。副所長のほうは、最近の異常気象で自治体の認識も変わってきているとの回答でした。今回、課長の答弁でですね、今後ごみ問題が机のテーマにのるということで、もちろんですね、これは地方自治体だけに責任を負わせるものではなく、国や県の責任が最も重大です。憲法第13条では幸福追及権を保障していますし、第25条では生存権を規定しています。第29条の第1項では、財産権を規定しているので、やはりこれに責任を負う国交省にですね、国民の生命と財産を守る最大の責任があるということは明白です。

私たち日本共産党の遠賀・中間の議員団もですね、会議でこの問題を取り上げ、遠賀川流域の自治体でごみ処理の基金をつくることを支持し、それぞれの自治体に働きかけることを確認しています。早急にですね、基金の創設が実現できるよう努力していただきたいと思います。

それで町長に伺いたいと思います。遠賀川流域で実現すれば、同じような状況にある筑後川や山国川、そういった中の取り組みにも大きな影響を与えると考えます。町長のお考えを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常に明快なですね、御質問をいただいております。まさに今さっき、課長が言いましたように、今までは遠賀川水系は水質汚濁防止ということで水質のこと、ごみのことは1つも書いていなかった。これがですね、何回か話をするうちにないやないか。規約も何もないやないかということで、これが今ですね、直方の壬生市長が、それがおかしいということで、じゃあごみを入れたところの遠賀川水系水環境保全再生推進協議会と改めようということで、ごみ

がようやくとそのこういう、早く言えば規約みたいなものが出てきましたので。これはもう実現するのは、直方の市長はリーダーシップを取っていただいでですね、やるのはもう間近だと思っておりますので、議員におかれましても、いろいろな場面で支援のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

ぜひ早期に実現できるよう努力をお願いいたします。続いて件名3、介護保険制度について伺ひます。

1、自立支援型地域ケア会議は、医療・介護など各分野の専門職から自立支援・介護予防の観点を踏まえたケアマネジメントに関する助言を得ることで、生活課題の解決や状態の改善など、高齢者本人のQOL、生活の質の向上、自己実現に資するケアマネジメントを、担当ケアマネジャーがケア会議で評価指標に追随することで、ケアマネジャーを統制し、認定率の引き下げや給付の抑制に走る危険性が懸念されます。

そこで次の点を伺ひます。まず1点目、ケアマネジメントに統制を目的とした仕組みをつくるべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

自立支援型の地域ケアマネジメントの推進に関しましては、国が示す考え方に基づいて説明いたします。

まず、平成24年度の介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステムの構築とともに自立支援型ケアマネジメントの推進が明記されております。介護保険法第1条には、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な福祉サービスに係る給付を行うことが明示され、さらに第2条では、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、必要な保険給付を行うこととされております。しかしながら、介護保険制度の創設以後、このような視点でケアマネジメントが推進されていたかが検証され、その点検結果を踏まえ、要認定者の残存能力や意向に着目した自立支援型のケアマネジメントが推し進められるようになったものでございます。このことは、本人の御意向に沿っているばかりか、介護給付費の適正化に結びつき、結果として介護保険料を支払う住民負担も軽減する効果がございます。また、自立支援型のケアマネジメントは、これまでの担当ケアマネジャー1人で作成したケアプランと違って、

本人や家族の意見や希望を大前提とした上で、リハビリ職や看護師、あるいは社会福祉士等多くの専門職の加わったケアプランを検討するものでございます。

したがって、自立支援型のケアマネジメントを推し進める考え方は、ケアマネジャーを統制するという考え方ではなく、担当のケアマネジャーに複数の専門職も加わって、地域ケア会議を開催することで、よりよいケアプランをつくっていかうとするものでございます。あくまで、利用者本位の考え方に基ついてケアプランを策定するものであり、認定率の引き下げや給付の抑制を目指したものではありません。

また地域ケア会議には、多職種の参加により、さまざまな視点から利用者に係るアドバイスがいただけることから、担当ケアマネジャーの育成にも寄与することになり、全体として介護保険法に基ついたよりよい介護環境が整っていくものと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

課長の答弁ではですね、サービスが後退することはないということを明言されていましたが、ぜひですね、その言葉を後退させることのないようお願いしたいと思います。

もともとこれはですね、平成29年に成立した介護保険法による支援重度防止化等に関する取り組みを支援するとして、保険者機能強化推進交付金が今度つくられたわけですけど。これに基ついてきたんですけど、きょうは時間がないので、これについての論議はしませんが。つまり、やっぱり給付を少なくした保険者にはお金を出しますよ、給付を少なくしきらないところには交付はしませんという、そういったことでサービスを削ることがですね、目標になってくるんじゃないかなと思います。やはりこの保険者機能強化推進交付金による保険者機能評価指標によって、今、ケアマネジメントに対するですね、危機がですね、全国に広がろうとしています。利用者本位はケアマネジャーの命です。利用者の暮らしを支え続けることにこそケアマネジャーの存在価値があり、人生の最期に寄り添うことができるからこそ、尊い仕事だと言えます。利用者や家族の参加のない地域ケア会議で利用者に会ったこともない他職種が検討する自立支援型のケアプランとは、いかなるものになるのでしょうか。加齢と共に老いていく体にむち打つように自立を迫る自立支援型介護は高齢者の尊厳を否定するものではないかと私は思います。

続いて2点目のですね、訪問介護、生活援助は回数制限を行わず、利用者の意向とケアマネジャーの裁量を尊重するべきと考えるが、いかがかについて伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この答弁のちょっと前で保険者機能強化推進交付金についてちょっと触れさせていただきたいと思えます。この保険者機能強化推進交付金につきましては、前提として適正な介護サービスの利用の阻害につながらないということで、今、川上議員が言われた認定率の低下、そういったものをちょっと指標として入っておりませんので、そこら辺は誤解をされているかなというところがございますので、ちょっと申し述べさせていただきたいと思えます。

それから、ただいまの御質問ですけれども、回答させていただきます。生活援助に係る訪問介護の回数につきましては、厚生労働省の省令でございます指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づきまして、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護として定められたものでございまして、平成30年10月1日から施行されます。

概要を申しますと、訪問介護における生活援助におきまして、厚生労働省が定める回数以上をケアプランに位置づける場合は、その必要性をケアプランに記載するよう義務づけ、さらに当該ケアプランを市町村へ届け出ることを規定しております。また、市町村では当該ケアプランを地域ケア会議等多職種で検討し、必要に応じてケアマネジャーへ是正を促すことが盛り込まれております。私ども地方自治体としましては、厚生労働省令に基づき、必要な事務を進めていく義務がございます。なお、詳細な実施方法などにつきましては、今後、国がマニュアルを示すことになっておりますので、当該マニュアルに基づいて、適切に事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

必要があれば上回ることができるので問題はないということでしょうか、ぜひそういったサービスの後退が起こることのないようにね、私たちが注目しておかないけんと思えます。

続いて、時間がないので3点目の制度改定により、ケアプランに国が定める回数以上の訪問介護の生活援助を位置づける場合、その必要性を掲載するように義務づけ、そのケアプランを町に届け出る制度はケアマネジャーの裁量と利用者の必要性を否定しない不当なものではないかと考えるが、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

国が制度として示しました省令に関して、私どもとしてどう考えるかということでございます

が、これは介護保険制度の改正の一つでございまして、市町村に裁量があるものではございません。したがって、介護保険法に基づき、利用者の支援という視点を持った上で、しっかり事務を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

厚労省の指導に従うということでしょうか、そういったことが実現化されるためにですね、今度の広域連合では今年度の10月からか、訪問調査型ケアプラン点検作業という、そういったものを行うということで、これで専門員がケアプランの点検に入ってですね、給付の適正化を図るということを今まではやれていなかったもので、ことしからやっていくという、そういったことを打ち出しています。これがですね、給付のサービスのですね、後退につながることはないようですね、強く申しておきます。

続いてですね、2点目、厚生労働省は在宅医療、介護連携推進事業については2018年の4月までに、以下の内容を全ての自治体で実施することを義務づけていますが、芦屋町の進捗状況について伺います。まず1点目の地域の医療・介護の資源の把握。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、在宅医療・介護連携事業を新しい事業として取り組む背景から、ちょっと御説明させていただきたいと思っております。これは平成26年6月に地域医療・介護総合確保推進法が可決されたことで、市町村の事務とされております。このことは、地域包括ケアシステムの構築を進めていくに当たり、在宅で療養を要す高齢者に対して切れ目のない医療と介護を提供する必要があるためでございます。

次に、全体的なことなんですけども、本町におけるこれまでの取り組みについて御説明申し上げます。遠賀郡及び中間市では、主な連携先でございます遠賀中間医師会と平成26年度から協議を重ね、単独の市や町、いわゆる中間市とか芦屋町ということではなくて、遠賀中間地域の枠組みで在宅医療・介護連携事業を推進していくことで合意しております。具体的な取り組みの第一歩として、平成27年4月1日に行政、医師会、歯科医師会、薬剤師会、それから介護支援専門員協会、訪問看護ステーション等から組織する遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会を設置し、現在まで定期的に総会や専門部会を開催して、さまざまな取り組みを進めております。

事業の進捗状況について御説明申し上げます。まず地域の医療介護資源の把握ということなん

ですけれども、これにつきましては、一番最初に取り組みまして、現状では医療資源、介護資源と申しますと、それぞれの事業所それから病院とかいうものを指すわけなんですけれども、それが遠賀中間地域ではどういったところにあるか。それから、どういった対応をしていただくのか。そういったものを調べ上げまして、今現在では市町村及び医師会のホームページですね、これ在宅総合支援センター、医師会の在宅総合支援センターなんですけれども、ここのホームページに公開して把握した資源を公開しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

遠賀郡では4町ですね、共同でやっているということで、なっていますが。

それでは、2点目のですね、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討についてどういった進捗かを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これにつきましては、平成27年度から課題の抽出と対応策を検討しております。27年度につきましては専門部会を設置し、この検討するために専門部会を設置し、4回開催。それから28年は専門部会を4回開催。29年度は3回開催しております。これにつきましては、全体的に在宅医療・介護連携の課題と対応策を抽出するためのいわゆる協議体というか、会議が主体ですので、協議会を含んだ今の専門部会で、全体的に検討をやっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、第3点目のですね、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築・推進についての進捗状況を伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、平成28年度につきましては、医師会のほうにおきまして、購入していただいたポータ

ブル医療機器の配備、貸し出し、それから医師の間の意見交換そういったこともやっております。それから29年度、同じくポータブル医療機器の貸し出しとかやっているんですけども、もう一つ新しいものとして、在宅医療を行う医師に看護師、そういったものが同行訪問をするといったような新しい事業をやっています。それから他職種間も含めてなんですけれども、スキル向上のための研修会の開催、それから住民向けの啓発。こういったものを遠賀・中間を対象に実施しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは4点目の医療・介護関係者の情報共有の支援について。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず28年度につきましては、お互い顔の見える関係づくりということで専門職種の方の交流会を開催して、お互いで連携がうまくいくようにという環境づくりをしています。それを踏まえて29年度には、いわゆる入院の連携、入退院時の情報共有シートというもので、統一したシートを使って退院する、入院するといったときに、医療職もいわゆる介護職も同じ様式で見れるように、情報共有を図るようなシートを作成して30年度から運用するようしております。これが医療介護関係者の情報共有の支援ということでの現状での成果でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは5点目の在宅医療・介護連携に関する相談支援。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これにつきましては、医師会が設置しております在宅総合支援センターにおいて、いわゆる専門職だけではなく、住民からの相談も受け付けていただくということで、相談件数についてちょっと報告をさせていただきたいと思います。平成27年度につきましては23件、28年度につきましては32件、それから29年度につきましては51件、それから29年度からは新しく在

宅総合支援センター便りということで、在宅医療・介護連携に関して住民の皆さんに周知していただくためにチラシ等、そういったものを作成しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは6点目の医療・介護関係者の研修。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

28年度につきましては、これは主に研修ということなんですけども、28年度につきましては、職種を超えた研修会ということで、在宅医療を考える口腔のケアだとか、そういったことをやっております。それから職種間の専門的な研修会ということで、ケアマネだとか看護師とか、そういった対象の研修会を3回実施。それから29年度につきましては、職種を超えた研修会ということで、フォーラムを2回開催。それから先ほど言いました専門的な研修会ということで、6回開催しております。それから専門的技術の実技研修ということで、在宅医療を担っていただける訪問看護師だとか訪問介護士といった方、それから施設ではみとりを担当される方々を対象にした実技研修ということを3回実施しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、7点目の地域住民への普及啓発について。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは28、29とも同様なんですけども、啓発資料としてのパンフレットを作成して発行しております。それから医師会のほうで、主に医師会のほうが担っていただいているんですけども、出前講座をつくっていただいて、要請に応じて各地域に出向いて、出前講座を実施しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

8点目については、これは4町でやっているということで、おおむね順調にしているということだと思います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

8点目の関係市町村の連携という中では保健福祉医療圏の中で考えなさいということが国が定義づけております。そのために遠賀・中間プラス北九州市、プラスと言ったら失礼なんですけれども、北九州とともなんですけど。これにつきましても、北九州市と年に1回協議を行っておって、進捗状況、それから協力できる等々の連携を行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

これは4月から始まるということでね、今いろいろ、こう、るる言われましたけれど。全て到達点が十分に到達しているということにはなっていないというふうに思いますが。今までのこの8点の中で一番遠賀郡として遅れているか、これから強化して取り組まなければいけない点、それについてはどういったふうに考えているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この在宅医療・介護連携事業につきましては到達点という考え方じゃなくて、30年4月までに着手しなさいというのが国の示す考え方でございます。これについては遠賀中間地域につきましては、28年4月にもう全て着手しているということで、県レベルとか、全国レベルでいってもかなり遠賀・中間というのは進んでいるというふうに理解しています。ちなみに、北九州市と連携においても、北九州市さんのほうからは、遠賀・中間の水準にはまだまだ北九州市はいていないということは、御意見としていただいておりますので、その点に関しましては、遠賀・中間はかなり進捗しているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それで芦屋町としてはですね、やっぱり医療連携というふうになれば、当然、中央病院があるわけですけど。芦屋中央病院の訪問看護、またこの中で言われている訪問医療での在宅でのみとりや今後の在宅医療地域連携医療室、そういったところの事業展開についてはどうするのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、川上議員が言われたところは、中央病院の運営方針になるかなというふうなところがございまして、在宅医療・介護の連携における中央病院、地域医療連携室を含めた中央病院の位置づけということでちょっと答弁させていただきたいと思います。在宅医療と介護の連携が必要となった背景は先ほど述べたとおりでございますが、現場では医療と介護という、それぞれを支える保険制度が異なっていることなどにより、他職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできないことなど、必ずしも円滑に連携がなされていないという課題があることがございます。在宅医療・介護連携事業につきましては、芦屋中央病院を初めとします遠賀中間地域の医療機関や介護事業所の皆さんが、遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会で決定した事業に理解をしていただき、積極的にかかわっていただくことで、医療介護の連携が推進され、結果として在宅の高齢者が安心して療養できるものと考えております。したがって、芦屋中央病院が単独で在宅医療と介護連携を進めていくというのではなく、一つの医療機関として利用者の視点に立って、在宅医療と介護連携の一翼を担っていただくという考え方でございます。

ただし、芦屋町の地域包括ケアシステムにおける芦屋中央病院が果たす役割は大きく、例えば、在宅で生活をされている高齢者などが入院する場合、地域包括ケア病床の充実が欠かせませんが、芦屋中央病院においては、移転建てかえ後は地域包括ケア病床へ積極的な病床機能の転換が図られており、在宅から入院、あるいは入院から在宅へという流れにおいては、芦屋中央病院に期待するところは大きいものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

先ほど言われました地域包括ケアシステムができれば、本当に芦屋町に住んでよかったと思えるまちづくりになっていくと思います。2025年まであと数年しかありませんので、課題は多いですが、体制をつくり、前進させていくことが必要です。大変苦労はあると思いますが、在宅医療・介護連携推進事業が地域包括ケアシステムのかなめとなると思います。住民に十分に認知

されるよう、事業の見える化を1日も早く行っていくことを要望いたしまして、この質問を終わります。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、午後は13時30分から再開いたします。

お疲れさんでした。

午前11時58分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に8番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

8番、辻本です。久しぶりにですね、立たせていただきました。

私の提出案件につきましては、豪雨時の避難誘導等対策についてでございます。午前中、松岡議員さんですね、質問等がありましたが、できるだけダブらないようにしたいと思います。

よろしく願いいたします。で、私ですね、質問の要旨でございますけども、まずは、昨日の北海道地震、それからその2日前の近畿地方を襲った台風21号。この被害状況を見ていますと、本当に災害の怖さを感じています。御承知のように、7月6日の西日本豪雨災害では、記録的な豪雨が各地を襲って、河川の氾濫や土砂崩れ等で200人以上の犠牲者を出すなど、甚大な被害が出ています。

近年はですね、台風の発生件数、それから大雨の回数もふえ、1時間当たりの雨量、長時間にわたる豪雨の影響によって、浸水・越水・氾濫・土砂崩れ等の予想もしない災害が頻発し、考えられない被害が続出しております。こんな悲惨な災害が起こっている中、芦屋町はどちらかと言うと比較的安全な地域だから大丈夫だと思っている町民の方が多いのではないかと思いますけれども、いつ、大規模災害に遭遇するかも知れませんということを想定しながら、災害時の備えや避難訓練をすることは重要なことでもあります。

実際、7月の豪雨時には、午前中も説明がありましたけれども、中間市の観測所で遠賀川の水位が5.4メートル、鞍手町の木月観測所で西川の水位が2.3メートルの氾濫危険水位を超え

ていて、あと二、三時間これが降り続けていたら、郡内にも被害が拡大したかも知れないというのは、遠賀郡消防本部の方のお話がありました。

もし、1時間100ミリ以上の雨が連続して降り続けていたら、町内はどうなっていたらどうかと考えたときに、災害発生に備えての課題を把握し、対策を講じて、犠牲者を出さないことが災害対応の基本であり、行政の責務であるという視点からお尋ねをします。

まず、要旨の1でございますが、自主防災組織での避難誘導訓練を推進すべきである。避難誘導の基準及び7月の避難勧告時の実態と課題についてお尋ねします。簡潔にお願いします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自主防災での避難誘導訓練につきましては、各自主防災組織、各自治区が芦屋町でも起こり得る災害であることを認識して、自主的・主体的に訓練を取り組んでいただきたいというふうに考えております。町としては、各自主防災組織ごとで避難訓練等を実施する場合には、支援をしていきたいというふうに考えております。

次に避難誘導等の明確な基準につきましては、明確な基準はございません。町は、災害が発生する前に自主避難所を早目の段階で、総合体育館と中央公民館に現在は設置しております。あと、各種警報が発令された場合、今後の雨量の状況や河川の水位等の状況等を総合的に判断し、各避難準備情報から避難指示まで発令するような形で避難を促しております。住民の皆様が、自分自身で判断し、行動につなげていただかなければ、なかなか避難をするというのは難しいのではないかとこのように考えております。

今回の7月の避難勧告の実態と課題につきましては、午前7時に自主避難所を開設し、7時40分に避難準備・高齢者等避難開始を発令、16時40分に土砂災害の危険性があるため、三軒屋と大君の一部に避難勧告の発令をしております。住民への周知につきましては、エリアメール、町のホームページ、防災メールまもるくんを活用し、広報車1台による広報活動で周知しております。

課題としましては、インターネットを活用しての情報発信であるため、携帯電話やパソコン等の情報機器を持っていない方、特に高齢者には情報の伝達手段としては、広報車の巡回による方法でしかなかったというところの中で確知までに時間がかかっていたところがございます。そのため、複数台の巡回車両を、巡回広報を行う、また消防団も出動しての広報活動を行うというところを今後の課題として考えております。さらに、防災行政無線を活用し、屋外の方への情報発信等も行っていきたいと思っております。あと避難勧告を発令したことにより、総合体育館への避難者が31名となり、職員の受け入れ体制や避難者の部屋割り等々、避難運営に関する問

題点があったということでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

7月の西日本豪雨災害でですね、多くの犠牲者が出たのは、避難をした人が少なかったからというのがですね、被害拡大の一因になったということが報じられておりました。課長答弁のように、自治区での避難訓練は非常に大事なことでございます。今の質問の中で、松岡議員のことと重複しますので、ちょっと割愛しますが、避難所運営については若干の問題点があったというふうに言われました。マニュアル化をすればいいと、この辺については思っていますが。課題につきましては後のほうの質問と関連がありますので、この件については終わりたいと思います。

そこですね、では、今回初めて、警報に基づいて避難勧告を行ったようでございますが、三軒屋区と大君区の避難行動の状況を見て、どのように感じ、どのように今後していけばいいかと考えておられるかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町では避難勧告まで発令したことは、私の記憶の中では、ほとんどないというふうに記憶しております。今回初めて、こういうところでの避難勧告ということを出したというところがございます。また、今回の豪雨につきましても、芦屋町では、早朝に雨足が強い状況でしたが、それ以降は、断続的に小雨程度の雨が降り続いていたという状況でした。そのため、遠賀川の日の出橋や中間の観測所の水位が、氾濫危険水位に達している状況や土砂災害警報が発令されている等の状況下でも、住民の危機感は少なかったのではないかと、芦屋町自体に雨がそんなに降ってなかったというところがあるのではないかとというふうに考えております。

万が一、遠賀川が先ほど議員が言われましたとおり、越水や決壊をしていたならば、大きな被害が芦屋部にも起こっていた可能性があるのではないかとというふうに考えております。山鹿部では豪雨が続けば、一部の地域で土砂災害の可能性があります。行政としましては、早目の避難準備・高齢者等の避難準備情報を発令し、高齢者や不安のある方に早期に避難をしていただけるよう情報の提供をしていかなければならないと考えております。

住民の方々は、自分の身は自分で守る自助、自主防災組織、自治区で災害発生時に協力し合う共助の重要性を認識し、災害が起きる前に早目の行動を、自主防災組織、自治区が主体となり避難等を促していただけるとよいと考えております。町の職員は160名程度しかいませんので、

万が一、芦屋町に甚大な被害が起こった場合、とても職員だけでは、対応することはできません。そのため、地域の自主防災組織ごとで、自主的・主体的に訓練を実施していただきたいと考えております。また要請があれば、助言・指導等を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

今、説明があったとおりですね、実際、災害発生したときにはですね、行政や消防団のですね、手がなかなか回らないとよく言われております。そういった中で、やっぱり現状の課題としては、今、話がありましたように、自助、共助といいますかね、その理解を住民の方に、各区長さんたちには理解をしてもらうためにですね、校区や自治区での訓練を積極的に働きかけをしていかなければならないと考えます。きのう報告がありました、芦屋基地の御理解をいただいて、災害発生時には施設使用ができることになったわけですので、そういったタイミングも捉えてですね、避難計画を推進されることを期待しておきます。

次に要旨2、集中豪雨時の災害防止対策、川の増水・氾濫についてお尋ねをいたします。芦屋町では、昨年とことし7月の雨量はですね、大体昨年が62ミリです。1時間当たり。今年が58ミリというふうに私は聞いておりますが、たればの世界であるかもしれませんが、100ミリ以上の雨が降った場合ですね、最も被害を受けやすい地域は、山鹿地区では三軒屋、大君、田屋、正津ヶ浜地区だと思います。

私の、あのすみません。資料を差し上げていますが、まず、赤で線を引いているのが、これが今回の通行不能の、道路冠水による通行不能の場所です。水色が浸水箇所。こうなっています。写真の上のほうがですね、これが山鹿小学校裏のですね、地域なんです。長崎海産に向かう道路って言ったらいいかと思いますが、その状況です。それから下のほうがですね、これが大君の今の新後水団地の付近の、要するに刀根議員さんの所の裏山から流れてくる水がこういう川の状態になると。これは昨年もありました。どちらも昨年もあったということでございます。それでですね、この写真を見ておわかりのように、大雨が降るたびに山鹿地区の住民の方は、非常に不安視されているのが現実であります。

そこで、集中豪雨時の川の増水・氾濫に係る災害防止の現状と課題についてはどうなのかをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今回の7月6日の豪雨の状況で言いますと、先ほど松岡議員にちょっと回答しておりますけれど、芦屋町は遠賀川の最下流に位置しておりますので、降雨量については、遠賀川水系の英彦山、添田、飯塚の3地点の状況を注視する必要があると考えおります。今回はこの3地区にいずれも300ミリを超える雨量を観測していますので、その雨水が遠賀川に流れ込んできております。水位については、日の出橋、中間等氾濫危険水位を超えるという状況でございました。3地区での300ミリを超える雨量が遠賀川水系に流れ込んだことにより、日の出橋の観測所では、氾濫危険水位が夕方から夜にかけて続き、越水、決壊のおそれがあるのではないかとという情報が流れたというふうに聞いております。

本月につきましては、氾濫危険水位に達しましたけれど、それ以降は2メートルの前後の推移をしているという状況になります。

芦屋町につきましては、河口堰を全開。午前中から全開して夕方までの間全開されておりますので、多量の水が流れてきたという状況にあります。6日の潮の満潮、干潮につきましては、午前3時が満潮で、午前9時が干潮という形で、あと15時満潮の21時が干潮という形で、この満潮、干潮によっても水位が変わってきますので、非常にここも重要として考えております。あと、こういう満潮、干潮の時期に重なった場合、河口堰を全開にすると山鹿地区に流入、内水氾濫の危険性があるということも考えております。

河川の増水や氾濫の防止策としては、遠賀川水系の上流部の降水量や河川の水位、河口堰の開放状況、潮の満ち引き等で、芦屋町の状況はさまざまな気象条件を収集して、災害が発生する危険があると判断した場合には、速やかに各避難勧告や避難指示を発令し、住民に情報をいかに早く伝達し、避難を呼びかけていく方法しかないというふうな形で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えします。芦屋町浄化センターでは、雨量を観測しております。その雨量計によると、平成30年7月5日から7月6日にかけて、芦屋町に200ミリを超える雨量が降りました。この降雨量により、芦屋町において、道路冠水箇所は、先ほどのように特にですね、山鹿地区の表耕地に多く発生し、13路線に及びました。山鹿地区の表耕地における道路冠水の原因は、汐入川の雨水排水が氾濫し、排除できないことが原因です。課題としては、潮位による遠賀川の水位の上昇、山鹿排水機場の能力や河川排除能力が低いと、排除できないことなどが考えられます。その対策として、山鹿地区表耕地においては、平成27年、29年度にかけて、当該箇所の道路のかさ上げなどを行い、住宅部の一部ではありますが、冠水対策を施しています。また、大君地

区の対策については、本年度、排水路の一部改修やグレーチング設置など小規模の改修を行っています。

以上です。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

産業観光課が所管しております汐入川、山鹿排水機場などの現状及び課題につきまして、答弁いたします。

まず、大雨時の汐入川の増水等につきましては、山鹿地区の花美坂の宅地造成、農地の転用による都市化などによって、雨水が汐入川に流入してくる時間が以前より早くなっていること。また、大雨が予想される際は、地元農事組合によって事前に水門を開け、水位を落とす対応を取っていただいておりますが、大雨となる梅雨時期については稲に大量の水が必要な時期と重なります。このため、通常、汐入川やため池に一定量の水を貯留しなければならないことも、汐入川が増水する要因になっているのではないかと考えております。

続きまして、山鹿排水機場の現状といたしましては、排水機場内にある水位計が標高0.48メートルに達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき、排水機場の運転を開始いたします。その後、水位計がマイナス0.02メートルに低下したとき、運転を停止するようになっており、大雨時も同様に運用しております。

次に、これは直接的な山鹿排水機場の課題とはならないかもしれませんが、大雨時、遠賀川の水位が上昇する大潮や遠賀川河口堰のゲート開放が重なった際、汐入川から遠賀川に接続しております唐戸水門のフラップゲートが閉まってしまい、遠賀川に直接雨水を排水できない事態に陥ることがございます。この場合、汐入川の排水を全て山鹿排水機場が受け持つこととなりますので、冠水等が発生した場合、改善に時間がかかる要因の一つとなっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

ちょっと大君地区に限定してお尋ねします。今、現状と対策、課題と申しますかね、について説明がありました。その中で、大君地区につきましては排水管の改修をしたということですが、現状、大君地区の山から流れ出る水量対策についてですね、ここら辺についてはここにおられますが、刀根議員さんが区長をしてあります。区長さんから要望もあっていると思います

が、今日までどのような対策を具体的にとってきたのかをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

先ほどもちょっと申しましたけども、今回ですね、山鹿の表耕地のほうですね。27年度と29年度にかけてやったということですが、大君地区につきましてはですね、今後ですね、調査しないとですね、わからないということで、具体的なですね、対策は行っておりません。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

今度ですね、ことし、去年もそうですが、私は消防団も入っていますんで、現場を見て、大変覚えてきておりますが、何とかこれはしていかないかなかなというふうになんかずっと思っておりました。この写真の右下、特に右下のところですが、後水団地付近からはですね、2本の排水路があります。本当に大量の水をさぼくにはですね、素人考えですけども、排水路が私から見たら狭いし、後水川に注ぐですね、排水管の口径が小さいというふうに思いますが。改修・改善を行う考えはありませんか。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えします。雨水の排水路の施設は、平成29年度に芦屋地区の施設、平成30年度に山鹿地区の施設において、それぞれ排水路の管径、流下方向などの現況調査を実施しております。その後ですね、山鹿地区全部の雨水排水路の改修・改善については、浸水箇所の原因を調査し、費用対効果などを総合的に勘案して、どのような浸水対策が有効であるか、検討したいと考えています。なお、浸水対策調査の財源については、社会資本整備総合交付金の確保に努めます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

現状のままでいいというふうには思っておられんということとはよくわかります。しかし基本的な考え方としては、やはり今、話がありましたように、現況調査に基づく対策は講じる必要があると思います。

ではですね、先ほどから話が出て、言葉が出ていますが、唐戸の排水機場についてですけど

も、非常に難しい部分があるかもしれませんが、排水処理によるですね、行っておりますけれども、その処理能力が低いのではないかと単純に思いますが、この排水機場の排水機能の拡充の必要性はありますか。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

現状の山鹿排水機場のですね、処理能力なども含めまして答弁いたします。排水ポンプ2基を有する山鹿排水機場につきましては、昭和56年、現在の国土交通省によって設置されております。運転につきましては、国土交通省遠賀川河川事務所と町が操作管理委託契約を締結し、町で運転を行っております。

まず、排水機場の能力といたしましては、ポンプ1基の排水能力が毎秒2.5トン、これが2基ございますので、1秒間に5トン、1分間にすれば300トンの水を排出することができます。これは一般的な25メートルプールの水量が540トンと言われておりますので、プールの水を2分弱で排出できると考えていただければ、わかりやすいかもしれません。

次に、排水機場は設置当時、10年に一度の大雨に対応できるよう設計されておりますが、設置されて30年以上経過しており、先ほどの現状でも触れましたが、都市化が進み、降雨時、雨水が汐入川に流入してくる時間も以前より早くなっていることなど、当時と状況が変化してきていると思います。しかし、現状として、どの程度の量の雨水が、どの程度の速さで汐入川に流入しているのか把握できておりませんので、質問されております排水機場の処理能力が低いという可能性はあるかもしれませんが、現状ではそれを断定することは難しいと考えております。このため、今後、都市整備課が予定しております浸水対策調査などの結果により、山鹿排水機場の処理能力が不足しているなどの客観的な根拠がわかれば、国土交通省河川事務所に処理能力の拡充などを要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

これ排水機場ができてから、かなりの年月がたっております。その当時の雨量と今の雨量は格段に違いがあると私はこう思っていますが、今の現状では調査してからということでございますけれども。汐入川とそのいろいろな農地の水量の確保とか、いろいろな関係があると思いますけれども、今のところ新たに考えるとすればどんな、こんなことが考えられるかというのはありますか。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

現状のですね、排水能力に対応したですね、新たな取り組みについてですね、答弁させていただきたいと思います。

まず、今年度より汐入川の冠水対策の一環として、農業用水路の浚渫を計画的に実施することとしております。次に、来年以降の取り組みになるとは思いますが、大雨となる梅雨時期は稲に大量の水が必要な時期と重なるため、通常、常時、汐入川やため池に一定量以上の水を貯留しなければならぬことを先ほど現状で触れさせていただきました。このことを踏まえまして、山鹿地区の7カ所のため池につきまして、現在のため池の諸元と田畑の受益面積から必要貯水量の調査を行い、農業用ため池を雨水調整池としても機能させられるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

確かにそういった考え方あるかなと、こう思います。一方では農業用水の確保というのは大事なことがありますので、理解はできますけれども、今後ですね、浸水対策調査をするということでございますので、その中でその排水機場処理まで含めての調査をしていただきたいと思いますと思っています。

次にですね、これも松岡議員さんの説明とちょっと質問があったと思います。今回の西日本災害で門司区でですね、土砂災害危険区域に指定しているにもかかわらず、死亡者が出たというのが報道されていまして。これは整備が不十分であったんではないかと思いますが、芦屋町においては土砂災害危険区域の整備状況については、どうなっていますか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町の土砂災害特別警戒区域としては、土石流の危険な箇所は3カ所、急傾斜地の崩壊の危険な箇所は34カ所指定しております。そのうち町が管理しております城山付近ののり面につきましても、崩落等の危険はないと把握しております。新後水団地につきましても、土石流の対策として、擁壁等を行っておりますので問題ないと把握しております。花美坂地区の水巻芦屋線ののり面につきましても、崩落防止工事を30年度に実施する予定でございます。町が管理している地域で、整備が必要な箇所については、そのほかはないという形で考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

先ほどからちょっと何回も聞いておりますけども、やっぱり集中豪雨時の対応策、これについてはですね、潮の干満、河口堰の開閉との関連もあるのは承知しておりますけども、やはり抜本的な対策は個々に講じる時期に来ているんじゃないかと思えます。重ねて尋ねます。

○議長 小田 武人君

都市整備課長。

○都市整備課長 松浦 敏幸君

お答えします。芦屋町の現状のですね、雨水排水計画は5年確率の1時間当たり49.5ミリの降雨量で計画されております。先ほど申しましたように、今後は、浸水対策調査を行う予定でございます。その調査は1時間当たり50ミリ以上による実績降雨量の浸水シミュレーション解析手法などを活用し、一部の浸水対策でよいのか、抜本的な浸水対策が必要であるのか、検討をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

しっかり調査していただきたいと思えます。

次のですね、(3)ですが、災害対策として危機管理担当者を設置し、減災対策を講じるべきではないかと私は考えております。実際ですね、災害が発生した場合はですね、町村では現状ですね、芦屋で言えば総務課です。よそではわかりません。地域づくり課か何かわかりませんが、そういった課の所管に、消防・防災ですね、等の業務を1人で大体担当しているという状況であります。市制を引いているところではですね、防災対策課とか、危機管理課といった独立した所管でもって、それも複数の職員で業務を行っているというように聞いております。そこでお尋ねですが、福岡県内で危機管理担当者を設置している市町村はありますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

危機管理担当者の設置につきましては、福岡県内の状況を調べたところ、防災の専門的知識を有する者が採用されているのは、常勤で福岡県と飯塚市、非常勤として採用されているのは、久

留米市、飯塚市、田川市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、那珂川町、粕屋町、筑前町の11の自治体でした。どの自治体も地域防災マネージャー制度を活用しているということです。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

町村でもですね、結構設置しているという状況はわかりました。今の説明の中で、地域防災マネージャー制度というお話が出ましたが、この制度とはどういう制度なのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

これは、地方公共団体が防災の専門性を有する外部人材を防災監や危機管理監等として採用・設置することに当たり、これに必要となる知識・経験を有する者を地域防災マネージャーとして、本人からの申請に基づき内閣府が証明し、自治体が採用した場合には、その人件費の半分以上が、特別交付税の対象となる制度でございます。一定のスキルを持ち、退職自衛官が多いというところで聞いております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

これは今、説明ありました。一定の知識を持っているという方ですね。それと今、話出ましたが、人件費の2分の1の補助があるということで、補助といいますかね、交付税対象といいますか、あるそうでございますが。この制度を活用して、防災の専門監を設置してはどうかと私は考えます。どうでしょう。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

近年、全国各地で頻発する豪雨災害や土砂災害等の災害がいつどこで起こってもおかしくないという状況でございます。そのため、一定の専門性を持った人材を設置することは、今後必要なことではないかと考えております。人材的なところは、退職自衛官がそのスキルを身に付けているため、財政的な面や職員の配置等を勘案し、この制度を導入している自治体に聞き取り等を行

いながら、調査・研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

この危機管理者設置については調査・研究したいということでございますので、期待をしておきます。

次に要旨4でございますが、住民の安全・命を守るため、各家庭に緊急情報や町内放送等を行うことができる戸別受信機の設置についてお尋ねいたします。今回ですね、初めて避難勧告を行いました。伝達の方法と課題はどうであったかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

近年、全国各地で災害が発生し、一昨年は熊本地震、昨年は九州北部豪雨、ことしは7月の西日本豪雨と毎年大規模な災害が発生しております。町民への情報伝達については、正確にかつ迅速に情報を伝えることが課題となっております。芦屋町では、現在、情報発信の手段としましては、防災行政無線、エリアメール、防災メールまもるくん、町のホームページ、車両による巡回広報等を行って情報発信を行っております。ときには、有線放送設備のある6地区にお願いをして有線放送で住民に周知をお願いするというところもあります。

いろいろな手段、方法を活用しておりますが、情報が十分に伝わっていない状況があることが一つの課題ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

伝達の方法につきましては、今説明がありましたように、防災行政無線・広報車等による巡回、それから有線放送を導入しているところは、そういう有線放送を利用して伝達しているということでございますが、情報が十分ではないとのお話もありました。台風やですね、大雨のときには、窓を閉め切って、テレビをつけてエアコンをかけているわけでございますので、防災無線等がですね、そういったことでの伝達というのはですね、なかなか放送が聞こえない、聞いていないというのが現状だと思います。

そこでですね、私は岡垣町でですね、平成29年度から戸別受信機「でんたつくん」というの

をですね、全家庭に配置していることを聞いていますが、この戸別受信機というのは、どのようなものですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

岡垣町に確認したところ、導入の経緯としましては、平成23年ごろから自治区より、有線放送が設置後40年以上経過しているため、再構築の要望が上がっていたようです。また、有線放送は、55自治区のうち44地区が所有し、11地区に有線放送がなかったため、整備について検討、平成25年より行っていたようです。

平成27年5月に補助金の概算要求を行い、平成28年7月に補助金の交付決定を受け、事業に着手したとのことです。事業につきましては、平成28年度から30年までの3カ年事業です。全体の事業につきましては、平成28年度より事業が開始され、29、30年度で、戸別受信機を全戸に設置配付するよう事業を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

ではですね、この——すみません。ちょっと喉がおかしいです。これが「でんたつくん」という手元に私持っているんですが、これを見て非常にいいなと、こう思っています。ではですね、芦屋町で導入すればですね、事業予算はどの位かかりますか。また補助金制度はありますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

ちょっと試算はしておりませんので、正確な数字はわかりませんが、補助としましては、国の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を岡垣町では活用しているという形で聞いております。岡垣の場合でいいますと、3年の総額、総事業費としては約6億7,800万で、補助としては10分の7.5という形で聞いております。町費としては1億7,000万ぐらいで岡垣のほうはやっているという状況になりますので、芦屋町の人口比率からいいますと、基本的には半分程度はかかるのではないかなというふうな感じでは思っており、実際の試算はしておりませんので何とも言えませんけれど、岡垣の現状でいくと6億7,800万かかっているという状況でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

今お話されたようにですね、芦屋町は芦屋基地があるわけですから、防衛省補助金というのも活用できるかと思えますし、まあ本当に町民の安心・安全、災害から命を守るためですね、この戸別受信機を設置すべきだと私は考えますが、いかがですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

戸別受信機につきましては、岡垣町が構築しているものがございますので、これを参考に検討はしていきたいというふうに思っております。そのほかに有線放送。岡垣の場合ですと、44カ所ある有線放送設備を撤去するという費用が単費で行われるというところがございますので、そういう形で芦屋町でも6カ所所有線放送を有しておりますので、その撤去費用も含めた中で、町の実施計画事業に計上していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

先ほどから聞いていますけども、この受信機ですね、につきましては、国からの緊急情報ですね、それから避難情報等を初め、芦屋町のいろんな、さまざまな情報やですね、自治区からの伝達も可能だというふうに聞いております。そうなっているそうです。大事なことをですね、町民に直接伝えることで、確実に伝わっていく受信機でございますので、早急にですね、調査・検討されて導入されることを期待しておきます。

そこでですね、町長にお尋ねしたいと思います。先ほどから言っていますように、災害防止に対しましては、いろいろな事態を想定しながら、早目早目に手を打つことが大事なことだと考えます。先ほどからお尋ねしておりますけれども、危機管理担当者の配置と戸別受信機の配付についての町長の見解をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

きょうはあの、お二人から災害についてですね、二人の議員からさまざまな見地から御質問をいただいたわけでございますが、非常にあの昨今、ここ数年おかしな気象現象でございまして、

戸惑っておるのが現実であるわけですが。一番、我々が今、どうすればいいかと一番悩んでおるのは、住民の方にその、伝達の仕方、情報をですね。今、テレビやラジオ、若い人はスマホだとか、若い人はいいでしょうけど。テレビも停電すればですね、見えなくなるということであるわけですが。そういう形の中で今、松岡議員も質問されました。辻本議員もされました。今、岡垣町が導入している「でんたつくん」はですね、私は岡垣町がこれ入れたのは知らなかったんですけど。こんなに前から取り組んでいたという情報も入っていなかったんで、びっくりしたんで。すぐ、これをちょっと研究なさいという指示を出しております。これはもう導入するという形の中でですね、今、検討に入っております。これほど各戸にですね、おいて、必ず災害ほかもろもろのですね、住民の方に情報を伝達ができるということは、これほどのことではないわけでありまして。鳴り物入りで数年前、防災行政無線ということで国がですね、指定してきたんですけど、何の役にも立たなくてですね。寒いときはみんな家におるし、暑いときも家におるし、雨が降っても家におるしですね。外におっても風向きによって何て言いようかわからんしですね。本当に無用の長物になったわけですが。非常にこの「でんたつくん」というのも、早急にですね、いろんな形の中で導入する方向でですね、やっていきたいと思っておりますので、議員の皆様方にもよろしくお願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

町長の本当に前向きなですね、答弁ありがとうございました。本当に費用はかかるかもしれませんがけれども、人命尊重、一番ですね。これを念頭において、早急に実現を図られるようお願いしときます。

以上です。終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に5番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

5番、妹川です。

質問に入る前に、先日9月2日の日に芦屋若松の海岸線のクリーンキャンペーンに参加していただきました町長、そして副町長、その他多くの職員の皆さん方に御礼申し上げます。ありがとうございました。

先ほど、川上議員がこの写真を見ながらですね、説明をしていただきましたが、私たち芦屋の自然を守る会は、また洞山保存会は、もう17年前からこのクリーンキャンペーンを始めておりまして、遠賀川流域のNPO法人のほうからですね、バスを2台貸し切って約450名ぐらいの、今年も450名ぐらいでしたが。多くの方が参加していただきながら、こういうふうな現状を見てもらうと同時に、清掃活動をしていただきました。実は、川上議員が言われました遠賀川流域のごみ処理、ごみのいわゆる地域別、いわゆる遠賀川流域自治体でごみの処理の基金をやはり設定するべきだということは、今、遠賀川流域の団体や国土交通省の皆さん方もそのように考えておられます。実は私たち18年、19年くらい前に芦屋の自然を守る会とそれから流域の団体、そして遠賀の4ヵ浦の漁協の組合長さん、波津、それから芦屋、柏原、そして岩屋の漁協の組合長さんを連れ立ってですね、国土交通省に行きまして、そして遠賀川の現状をスライドを使って訴えたところですね、今現在、17年ですけど、国土交通省や遠賀川流域の住民の皆さん方が、じゃあ下流に清掃活動に行こうということが発端でありました。その当時、鈴木清吾さん、そして今、波多野茂丸さんがですね、こうやって一緒にやっていただいて本当に少し、少しずつですが、ごみは上流から流れ着いてきていないであろうけれど、今回のごみは豪雨2回ありましたが、危険水位を超えたために全開したんですね。そのために、こんな大量のごみが流れ着き、しかも、あそこの岡垣の海水浴場、それから三里松原、アカウミガメが産卵するところまで流れ着いてきたということですね、きょうは川上議員がこういう問題提起をしていただいたから、私たちもですね、もっともっとこれは議会としてですね、議会としてでも、やはり芦屋町の町長を後押しするような形で、また来年、サミットがあるでしょうから、ぜひその辺についてですね、精力的にやっていただきたいというお願いをやりまして、申しわけありませんが、今、前段でそういう話をいたしました。

で、通告に基づいて説明していきます。あら、ちょっとすみません。逆になってた。要旨です。件名は候補者男女均等法について。国政・地方の選挙で男女の候補者をできる限り均等とすることを目的とする政治分野における男女共同参画推進法、候補者男女均等法と呼ばれていますが、2018年5月16日、参院本会議で、全会一致で可決成立いたしました。以下の点について問います。(1)、(2) 続けて結構でございます。この法律における国及び地方公共団体の責務は何か。2. この法律の国及び地方公共団体の基本的施策とは何か。この辺を、答弁をお願いします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

まず、(1)のほうからお答えさせていただきます。政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の第3条に規定されていますが、政治分野における男女共同参画の推進についての基本

原則にのっとり、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする事です。この基本原則とは、法律第2条に規定されていますが、まずは衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする事です。次に、男女がその個性を十分に発揮できるようにする事です。最後に、家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする事です。1については以上です。

次、(2)ですね。この法律の国及び地方公共団体の基本的施策についてお答えします。法律第5条から第8条までに規定されていますが、まず、政治分野における男女共同参画の推進に関する取り組みの状況に関する実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする事です。次に、政治分野における男女共同参画の推進について、啓発活動を行う事です。次に、政治分野における男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努める事です。最後に、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努める事です。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

このような法律ができたわけですが、これは政策の立案や決定に多数、多様な国民の意見を的確に反映するため、超党派で2015年に立ち上げた議員連盟が主導しておりますね。みずからも法律の作成にかかわった野田女性活躍担当大臣は、総務省内で記者会見して、「成立して嬉しく思う。この法律によって日本の政治が大きく変わると同時に、期待し、信じている。有権者に政治は男性だけの仕事だけではないということを改めて伝えることで、立候補をためらっていた女性が勇気を持って立ち上がることを期待したい。」と述べています。いわゆる安倍政権が唱えた女性活躍推進法の趣旨にも合致しているということですね。

日本の衆院議員の女性比率は10.1%。世界178カ国の議会が加盟する列国議会同盟の調査で世界平均23.4%です。女性比率は。日本調査対象は193カ国の中158位と世界的にも非常に低水準と言われています。女性候補者がふえると選挙が変わり、女性議員がふえると政治が変わると言われるゆえんです。日本の政治的風土が変わらなければ、女性は実際になかなか立候補できない状況。つまり、女性が立候補することに、男性だけではなくて、女性の方もそうですが、「女のくせに」とか「政治に口を挟むな」とか「出しやばるな」とか陰口はたたかれる。昔ながらの意識、男尊女卑という男社会の中に、やはり男社会中心の政治になってしまうのではなかろうか。芦屋町においてさまざまな啓発活動や環境の整備、人材の育成等が望まれるところ

ですが、どのようなことをなさっておられるのかというふうに思うわけです。そして、今この芦屋町の議会はですね、今、12名おられます。定員12名ですけど、全員男性ですね。そしてこれは男女共同推進計画のプランにもありますけども、管理職、まあ課長や係長さんの方々、今ここにいらっしゃいますけど。今計算してみましたら、この議場には47名おられます。そのうちの女性は1人、2人、3人。2人になるんでしょうか。あと議会事務局がいらっしゃいますけど。非常に違和感を感じるんですね。そういう意味で、少しでも管理職の方々も推進プランにも書かれてあるように、30%を目指すというふうに書かれてありますし。我々議員としてもですね、女性が、まあ私も40年間芦屋に住んでますけれど、女性議員がお1人おられたり、2人ダブるときもありましたけど、今はゼロ名なんですね。

そういう意味で、3番目に入りますが、芦屋町議会議員の男女比率は、女性ゼロであると。この法律に照らして町はどのような見解を持っておられるか。どなたか答弁をお願いします。町長いかがですか。はい、町長。はい、町長に。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

女性議員がゼロということは非常にですね、芦屋町にとって、やはりこれは、今ゼロというのは平成27年の選挙結果でですね、よるもので。この法律が適用されるのは来春の、春の統一地方選挙。4月執行予定の参議院通常選挙となるわけでございますが。やはりあの私も、ちょっと最近ですね、新聞、よくこの話が出てきて、きょう妹川議員に言われたんで、ちょっとこうスクラップの中からちょっとこうで、出してきたんですけど。やはり環境をつくってやらないといけないということですね。まずあの、出産の女性に限らず、やはりあの女性の方。若い女性の方が議員になれば、あの出産を迎える。で、出産になればやはりそこに育児、介護とかいろいろなもんが入ってきますんで、その環境をよくするために、配偶者の出産補助金を出すとかですね。それからあの、何ですかね。女性の産休っち言うんですかね。産休を十分与えるとか。それから産後は8週まで欠席も認めるところもあるとかですね。日本全国やはりいろいろ議員のなり手がいないということで、いろいろな施策を講じているんだなと思っておったわけでございますが。まあ中には議員報酬を50歳までは30万円。若い人が生活をできるようにということですね。議員報酬を上げるというところもあるわけでございますが。そういうことで、まあ行政といたしましても、この法律に基づいてですね、まずやらなければいけないのは、口だけではなく、やはり環境をですね、そういうような環境をつくる。例えばトイレにしても、女性トイレ専用だとかですね。いろんな形の中で研究することであろうかと思えます。まだまだ先進地というか、いろんなところがやっておるんですが、まあそれを参考にしてですね、ちょっと研究したいと思いま

すんで。はい。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

今、課長のほうから言われました第5条から8条ですね、実態の調査。そして情報の収集。それから今、環境整備、町長が言われましたが、そういう人材育成のための必要な啓発活動ですね。そして環境の整備。環境の整備、環境の整備とこうなっておりますが、それを行うと。そして最後にですね、人材の育成及び活用に関する施策を講ずるよう務めるというようなものがあるわけですけど。今、新聞にも出ております。まあですね、今ここにですね、「福岡・女性議員を増やす会」、そういうのが、これ6月の24日に出ていましたけども。「福岡・女性議員を増やす会」、そういう講座がですね、今終わったのかな、もう。今、現在進行中かもわかりません。私の知り合いの元町長もですね、ここで講習に行かれたようです。

また、自己否定せず政治参加をと。川野栄美子さん。大川の市議長。この方は、大川市でボランティアに取り組むうち、女性の代弁者になりたいと。市議選に立候補して当選。その後議会では子育てや女性の労働環境問題に取り組んできた。女性が議会にも執行部にも少ない分、意見をよく聞いてくれる。これほど楽しい仕事はないと。まあこういうようなことをですね、言っておられる女性の議長さんがおられるんですけども。やはり、こういうふうにごの方はですね、やっぱり環境とか育児、それに介護、教育問題、そういうようなボランティア活動を通してNP Oを立ち上げ、そしてどうしても政治にかかわらなくてはならないという意気込みの中からですね、やっぱり政治家になっていこうと。そして行政に訴えよう、町政に訴えようという方々がですね、まあふえてくれたらいいという願いでしょうけど。

実はですね、これちっちゃいですけど、これ、大磯、神奈川県の大磯町の議会のホームページを開けたらですね、こういうふうな議場が出てくるんです。非常にカラフルなのがあるものですから。これ、神奈川県大磯町議会は議員が13名。定数が13名で女性が6人です。非常にカラフルで、女性のね。我々みたいに黒いのばかりじゃなくて、黄色やら赤やらですね、非常にこう和やかな雰囲気です。議会運営がなされているんじゃないかなと思うんですけども。そこでこれ聞いてみたんですね。なぜこういうふうにご女性が多いんですかと。議会事務局長に、向こうの議会事務局に聞いたところ、やっぱり、あの環境問題、子育て、育児、そういうものに対して、非常にボランティアの方々がおられて、リーダーがおって、そしてそこにやっぱり政治にかかわっていこうという人たちが非常に多いんですよ。で、男性と女性の投票率は、投票者数は女性のほうが確率がいいと。ということは、女性が女性を選ぶというようなシステムになっているの

かなというふうを感じざるを得ません。

それで、いやその今、福岡では、このように「福岡・女性議員を増やす会」がありますし、それから熊本ではですね、熊本では「くまもと・バックアップ女性の会」というのがあって、その代表はですね、「何もかも男一辺倒のままではだめだ。女性の意識も変えたい、政治は男の仕事という意識が根強く、女性が女性を応援しない風潮がある。女性議員が必要と頭ではわかっている、投票は別という人もいた。」と。まあそういう中でですね、またその方はクォーター制度を導入すべきだと。クォーター制度というのは、ただ4分の1という意味じゃなくて、まあ12人、定員数やったら4人とか5人にするとかですね。それからフランスでは、パリテ法というのがある、もう半分にするというようなことが今、私たちが、先進諸国と言われている我々の日本は最低、最低というか下のほうなんです。後進国と言われているアフリカ、ブラジル、あの辺は、もう女性が非常に多いんですね。そういう意味で非常に民主的な政治が行われていると。そういう意味で、芦屋町では人口減少等、少子高齢化が進展する中、子育て、教育、医療、介護、福祉、環境問題は喫緊の問題です。まさに生活に密着するこれらの課題の現場は、地域社会や家庭であり、主な担い手は女性が多いんですね。したがって女性の豊富な経験や知恵、アイデアを生かし、政策決定の場である議会に議員として参画することが喫緊の課題であります。それで、女性に対する理解と認識を変えることが女性の躍進につながる。能力を十分に生かしきれていないと思われる女性もですね、こういった眠れる能力を生かすためにも、先ほど町長が言われたように、環境の整備をやっぴりやる必要があると。

それで④にいきますが、④候補者男女均等法の目的、基本原則等に照らして、芦屋町として具体的な取り決めに検討していますかということです。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

この法律が施行されて現在3カ月余りとなります。まだ、芦屋町としては具体的な取り組みの検討には至っておりません。県の選挙管理委員会に確認したところ、県のほうでもまだ、具体的な取り組みの検討はなされていないとのことで、今後、県の男女共同参画推進課と連携を図りながら、検討を進めていくということです。性別に関係なく活躍できる男女共同参画社会の実現がやはり重要であると考えますので、芦屋町としては今後、県や近隣市町村の動向について注視していこうと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ、第2件目にいきます。

第2次芦屋町男女共同参画推進プランについて。第2次芦屋町男女共同参画推進プランが、本年4月に公表されました。テーマは「～一緒に歩こう～ 男女が築くパートナーシップ」です。その内容は、「少子・高齢化の進展、高度情報化社会の進展など社会情勢の急速な変化に伴う価値観の多様化などの社会的な課題に対応していくために、性別にとらわれず誰もがその個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現を推進し、住民一人一人が男女共同参画についての理解を深め、お互いを尊重し合えるような社会的意識を醸成することが重要です。」とあります。以下の点について問います。

男女共同参画社会を実現するために、どのようなことを行ってこられましたか。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

芦屋町では、平成20年の芦屋町男女共同参画推進プラン策定に始まり、平成25年度から10年間を計画期間とする第2次芦屋町男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画に関する各種施策を推進しております。なお、この間、国や県においてそれぞれ、新たな男女共同参画の計画が策定されるなど社会情勢の変化に伴う男女共同参画への取り組みにも変化が生まれたことから、町では平成29年度に第2次推進プランの中間見直しを行っております。

第2次芦屋町男女共同参画推進プランでは、目標として1、男女共同参画の意識づくり、2、男女が互いに認め合う社会環境づくり、3、誰もが安心して暮らせる生活への支援の3つを掲げるとともに、計画を実施するための取り組みとして、行政における組織づくりなどを掲げ、57の具体的施策に対する事務事業を推進しております。

主な取り組みといたしましては、公民館等で住民向けの男女共同参画の視点を取り入れた講演会・講座を実施する学習講座の開催や、広報紙やホームページなどを通じて行う啓発記事の掲載、政策・方針決定過程の場へ女性の参画促進を図る各種審議会等委員への女性の登用、地域活動での男女共同参画推進のため、自治区での女性の役員登用についての協力お願い、町職員として男女共同参画に向けた正しい認識や意識の向上を図る職員研修などを行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

では(2)各種審議会等委員の男女の数及び比率。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、毎年福岡県の調査において公表されております芦屋町の地方自治法第202条の3に基づく審議会等における女性委員の登用状況結果をもとにお答えさせていただきます。

それぞれ4月1日現在で、平成27年度は審議会等の数29、委員総数284人中、女性は72人で25.4%。平成28年度は審議会等の数31、委員総数314人中、女性は66人で21.0%。平成29年度は審議会等の数30、委員総数307人中、女性は66人で21.5%となっております。なお平成30年度は現在調査中となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

では、約21から22ぐらい。27年が25.4%でちょっとね、高かったけど。大体21%を推移しているということですね。その中で一つ、きょうの一般質問者の中にですね、交通体系のことを言われた議員がおられましたね。その中でですね、やはり公共交通体系のことについて一番問題を感じている方々は、車を持たない方、それから女性の方、それから御老体の方、そういう、特に女性の方が多いと思うんですけど。というのがはまゆう団地でもですね、環境住宅課が来られて、説明会を2回ほどされましたけど、やっぱり車に乗っている人たちは余りまだまだ無関心そうなんです。そういう中であって2人、3人バスで行っている人らがいろいろ切実な思いを言われましたが。この中でですね、地域公共交通会議は9名で女性ゼロなんです。ほかの年も13名中ゼロ、28年度。こういうような形で二十一、二%おられるからいいというものではなくて、中身に対してですね、やはり女性が当然入ってもらいたい。そういうようなことを考えました。これはもう私の意見としてですね、今後検討していただきたいと思いますが。

今ですね、今、福岡県の調査において、芦屋町の審議会等に占める女性委員の割合は19.3%。これは平成24年ですね。県内の平均は26.8%、同じ24年度に比べて低くなっていますということが、ここの芦屋町男女共同参画推進プランの中に書かれているものを抜粋したわけですけど。それで、この冊子の中にですね、「今後、女性はその能力を発揮できる環境を整備し、審議会等をはじめあらゆる分野への参画を促進することが必要です。」ということをこれ、芦屋町は分析しているわけですね。よく理解されているんです。これ平成25年度なんです。それから、平成30年度もそうやって書いてあるんですよ、これね。5年間何してきたんだろうかなと思うんです。芦屋町はよく理解されています。そのように叫ばれて何年たつのかと。さまざまな取り

組みをしているようだが、数値は向上したか。なぜ向上しないのかということですね、この中でお答えいただければと思います。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

各審議会や協議会における委員の構成につきましては、それぞれの設置条例や規則に定められております。この場合、関係機関や各種地域団体から委員を推薦してもらう方法が多いのですが、組織によっては男性しかいない組織もあります。また組織側が推薦したい人材が男性であったりした結果、女性委員がいない審議会等が発生しているといったことが現状とはなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

それで、例えば区長会は男性ばかりで女性はいらっしゃいませんね。まああの、こうやって多くの女性議員がおられるところは、やはり区長会も女性の方もおられると聞いていますし。だからやっぱり地域の社会情勢というか、土壌というか、昔ながらのですね、田舎の風潮かなと、こう思うわけですけど。それをどうやって啓発して、女性が参画していくか。そういう政策決定の場ですね、出ていくということは非常に難しいとは思いますが、やはりどうやってそれを啓発していくか。先ほども町長が言われたように、これは議員だけのことじゃないんですね。やっぱり女性が活躍する社会を目指していくためには、ぜひ努力していただきたいというふうに思います。

そして今、次の4番目にありますが、これはもうちょっとどうかな。時間あるかな。4番の、じゃあ、今の女性職員の管理監督者登用数、課長さんが何名で、課長補佐さんが何名で、係長さんが何名で、そして今の芦屋町の課は確か18と聞いています。その中の課長さんは私の記憶では、ここにおられます2人。後は何人いらっしゃるかお願いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成30年4月1日時点での人数を御説明します。妹川議員が言われましたとおり、課長は2人、課長補佐につきましてはゼロ、係長が7人でございます。率で言いますと、課長職、課長補佐を含む女性登用率につきましては9.2%、係長職の女性登用率につきましては、17.9%、両方合わせましての管理職全体の女性の登用の率としましては14.8%でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

町長、そういう意味でどうでしょうね。人事権最高責任者は町長でしょうけれど、やはりもう少し女性をですね、課長、係長にしていくという方向性というのは。今、女性はですよ、能ある鷹は爪を隠すという言葉がありますが、やっぱり女性の方はもう非常に能力のある方おられると思うんですね。まあそういう形で、もう少しここを明るく3人、4人、5人ぐらいね、課長さん等をね、ここで。我々議員としてもですね、女性の議員が2人、3人この場におられるようになればですね、またまたいろいろと女性問題、教育問題、介護問題、育児の問題、いろいろ議論ができるだろうと思うんですが、どうでしょう。今、一応とりあえず職場の中で係長さん、課長さんをふやしていくということについてはいかがですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

大変楽しい話を聞かせていただいたわけですが。実際ですね、やはり人事は非常に頭を痛めておるわけですが。妹川さんと私も余り年齢変わらないと思うんです。やはりもう15、20違えば、全然考え方も違うし、全然ですね、その辺の考え方のギャップというのはものすごく。

あの何年か前、女性にですね、一人、係長さんに課長どうねという話はしたことがあるんですよ。そうしたら、課長になるんだったらもう辞めますと。結構そういう人がですね、おられるもんやから。やはり職員、やはりいろいろな意味で大変な仕事でありまして、いろいろな方の御相手せないけないし、法律もどんどん、どんどん変わって条例も変えなくちゃいけない、勉強もせないけないということで、その辺でですね、適材適所ですよ。やはり女性だから課長にする、女性だから係長にするというのではなく、やはり能力に応じて適材適所で、やはり人事は行わなければならないと思っておりますので、まあその辺は御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

女性活躍推進法、それから今の候補者男女均等法、そして今、冊子のありました、男女共同参画推進計画プラン、そういうものをですね、行政の方々が、その推進プランは行政の方々がつく

ったんですから、まあ、議員候補者がなかなか出てこないとはいえ、やっぱり行政の皆さん方が出されたものですから、やっぱり自分の問題として、職員の問題として多くの方をやっぱり啓発していただきたい。やはりこの役場の職員の方々が女性が多くなれば、また私たちのほうもですね、議会人もその辺は考えていかざるを得ないだろうと思います。

じゃあ3点目、3番目。町長の議会に対する姿勢についてということで、行きます。

町長はさきの6月議会で私の質問終了矢先に、突然、妹川議員は、これわかりやすく書いてあります。「妹川議員は特養問題の一般質問を1年ぶりに取り上げ、今回で16回目である。妹川議員は何度も取り上げているが、何十回も取り上げられても、これ以上回答は出ない。調査特別委員会等を設置して、集中審議したほうがいい。そのほうがお互いのため効果的である。また裁判の問題は、土地の地番開示の件についての情報公開の話であり、住民説明会の話ではない。妹川議員は一般質問を行うたびに、課長を犯罪者扱いにしており、変に脚色しては困る。したがって調査特別委員会等を設置して十分協議してほしい。」と提案の発言を行われました。小田議長は、議連の委員長と相談の上、方向性を決めたいと町長の提案を取り上げられました。以下の点について問う前にですね、この6月議会で言われたことについてですね、4つ言いたいことがあります。これは私の考えです。課長を犯罪扱いにした覚えはありません。事実に基づいて質問をしてきたんです。町長がそう思っているのなら、何かやましいことがあるのではないかと思います。

②私はむしろ、裁判で平成26年5月15日に出された、裁判に出された報告書、これを提出されていますが、某議員は私のことですね、私のことだろうと思いますが。特養に反対するように執拗に働きかけ、妨害行為を行ったとして吉永課長の名のもとに裁判所に報告書を提出されました。また警察に逮捕されるような言い方で、言動で、「動かないほうがよいですよ。」と脅されました。まさに、私を陥れるような言動ではなかったかなというふうに考えています。

それから、③は、「職員は福祉行政に頑張っている。」との発言があったと思いますが、課長は誰のために頑張っているのでしょうか。

それから私、16回目でしたね。きょうは17回目になるのでしょうか。裁判中だから答えられない。責任を県に転嫁するような答弁、はぐらかし答弁では議論になりません。聖なる議会において妻に対するうわさ発言、また結局は威圧をかけるような発言等もあったかと思います。したがって16回目になったんだらうと思います。

じゃあ本題に行きます。町長、町長は議員を何期かされておられますし、今、町長、今3期目が終わろうとされていますが、二元代表制についてどのような認識を持っておられるのかということをお伺いします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

いきなりいろいろ御発言があったわけですが。私もそういう発言してよければ、これだけ資料がですね、2冊ありますんですが。それじゃあ時間が足りないでしょうから。その二元代表制についてどのような認識をもっているのかという問いに対しまして、答弁させていただきます。

まずは、地方自治体は憲法第93条の規定に基づき、首長と議会議員ともに住民が直接選挙で選ぶ制度になっておる。このことで二元代表制と言われています。また二元代表制は首長、議会がともに選挙で選ばれ、住民を代表する。つまり、ともに住民に対して責任を負っております。住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって一定の緊張関係を保ちながら、首長は責任を持って執行権を行使し、議会は首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して、政策形成を果たしていくことが二元代表制の本来のあり方と考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

全くそのとおりだと思います。それで私たち議員はですね、町長にしる、議会とともに住民の直接選挙構成による機関であり、お互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず対等の立場と地位にあるということを十分理解しておかなければならない。私たち議員はですね。そして私たち議員は住民全体の代表者であり、奉仕者であって、これが議員の本質というべきであると。議員はただ住民の声と心を代表し、代弁するだけの役割に終始するだけでなく、一步踏み出して常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声を酌み取りながら議論を重ねて、調査研究を進め、住民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展をと、こういうふうに書かれています。つまり、そして、このようなことも書かれていますね。議会の使命には2つありますが、その2には、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし、事務の実施が全て適法、適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することである。私は特養問題については、こういう視点で問題提起してきました。この批判と監視は批難でもなければ、批評や論評でもなく、あくまでも住民全体の立場に立ってなされる文字どおり正しい意味での批判であり、また住民の立場に立っての監視であるべきです。議員は以上のことを十分に理解し、よくその職責をわきまえ行動することが要求されることをまず認識すべきであると。これは私たち議員の姿勢を議員必携に書かれていますから、議員の皆様方も読まれていると思います。私も時々また目を通します。今回ですね、今回の問題で改めてまた見てみました。それで、この問題をですね、町長は私に対して、こういう事務処理の

不適切なものではないのかということで、再三、問題提起をしてきたわけですけど。まあ町長というのは、二元代表制というのは、町長はチェック機関である議会からこう質問を受けるわけですね。そして質問の内容について回答する場です。まあ町長、御存じです。だから一般質問する議場ですね、質問以外の個人の意見や提案を求める場ではありません。やはり絶対的権力を持つ首長を我々議会は監視する議会であり、暴走しないように監視する議会です。そのことが芦屋町政が公正にですね、順調に進んでいく。そういう我々の使命があるわけです。芦屋町長が問題のないように、私たちはあなたたちを、背中をバックアップしながら、あなたが問題にならないように、つまり権力者は絶対的に腐敗するという言葉がありますね。これはどこの社会でも今、スポーツ社会でもあっていますけども、権力は腐敗する。絶対権力は腐敗すると。暴走すると。そういうのをとめるために我々議員がいるわけですよ。そういう中であってですね、今まで3点ほど私に対する問題、攻撃、それから調査特別委員会を開いてくださいとか、私の発言に一部問題があるとか、そういうことがさまざまありましたけども、ぜひですね、今の町長も議員におられたわけですから、そういうところを十分に考えられてですね、今後この二元代表制の立場、町長としての立場、議員としての立場を十分にわきまえていただきたいというふうに思います。

じゃあ次に行きます。文書非開示処分取消等請求事件について問います。これは吉永課長が答えられるのかどうかわかりませんが、なぜこんなこと、私、まだ問題にしたかと言いますとね、この趣旨の中に書かれてありますように、このまた裁判の問題は土地の地番開示の件についての情報公開の話でありと、住民説明会の話ではないということを言われたためにですね、私はまたね、裁判の記録をずっと読みながらですね、たくさん質問したいことがあるんですけど。時間がね、限られていますから。1つ、2つ行きます。いかに、この裁判の控訴状、訴状の準備書面、控訴状の準備書面、報告書、こういうのを全部そろえたら、これだけなるんですよ、これだけね。まだあるんですけどね。いいですか。平成25年第54号、文書非開示処分取消等請求事件、準備書面4。さあ、これは町の弁護士団員が出したものです。原告は久野、オンブズ久野さんです。原告は平成22年度の本件計画の際には、隣接地権者の同意の取得や地域住民への説明会が行われていないと主張するが、明らかに事実と異なるので、この点について反論しておく。覚えてありますか。それで、平成22年度高齢者福祉施設等の整備方針別紙の協議に当たる留意事項3、建設予定地について。その4はわかりますか。建設予定地の留意事項がありますね。建設予定地の、もう1回言いますよ。平成22年度高齢者福祉施設等の整備方針がありますね。これは町が提出しているんですよ。裁判所にね。また皆さん方にも公募したということであれば、これは出ているわけですが、協議に当たっての留意事項3、建設予定地についてと。わかりますか、はい。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県が発出した平成22年度の高齢者施設等の整備に関する整備方針ということでは、承知しております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ私が読みましょう。4にね、建設予定地の隣接地の地権者、道路や水路等を隔てた土地の地権者も含む及び水利権者の同意書並びに建設予定地の関係区域の住民に対する説明会の議事録があることが要件となっていますね。これ、わかりますね。はい、そこですね、はい。また平成22年度高齢者福祉施設等施設整備にかかわる協議手続についての提出書類一覧表というのがありますね。その中に、2にね、建設地域での住民説明会議事録と隣接する地権者の同意書が上げられている。これはあれよ。被告である町が言っているんですよね、上げられて。わかってあるんですね。これからも明らかなおお、平成22年度の事業計画の申請について、当該事業者は、まあここで言えば最上さんですね。最上さんは隣接する地権者全員の分ではないものの、同意書を提出し、建設地域での住民説明会議事録も提出していたのであり、隣接する地権者に対する説明や同意取得を行っていたということですね、どうしてこんな書いたんだろうかと思ったんですよ。自分の非を認めるようなもんじゃないですか。これ、町は。隣接する地権者全員の分ではないものの同意書を提出した。これ誰が書いたんですか。どうぞ。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

書いた方は町の代理人である弁護士でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ町はこういう説明をなさったんですか。弁護士でもね、町の担当者、町長、まあ担当者でしょうけど。また前の課長さんかもわかりませんが。そういう方で協議して出されたんでしょうけどね。これはここでもミスしているなど。どうしてこんなこと書かざるを得なかったんだろうかなど。まあね、確かに地権者全員の分でないものの同意書を取得。私はわかっていますよ。同意をしていない人は。私は同意していませんよという人がおるんだから。その方は県にも出されているんです。私は最上さんが出すようなところは、もう同意はいたしませんと。建設地域だ

の住民説明会議事録も提出していたのであり、出ていたんですか。ということでね、ということで、これに対する反論があるんですよ。反論がね。この反論がこれ。これは、原告の弁護士ね。先ほど読んだ隣接する地権者に対する説明や同意取得を行っていたということだから、被告、町は平成22年度の事業計画の申請において、当該事業者は隣接する地権者全員の分ではないものの同意書を提出し、建設地域での住民説明会議事録も提出していたのであり、隣接する地権者に対する説明や同意取得を行っていたと主張する。これは地方裁判所の場合ですね。したがって被告がこの同意書や説明会議事録を証拠として提出していたわけではなく、その主張は信用できません。できないと。したがって、そういう手続要件が必要であったにもかかわらず、その手続が適正に踏まれていなかったことが問題であったので、被告の主張するに上記手続が定められていることをもって、上記被告の主張の理由とはならないということで、判決は公開しなさいということで、町は負けましたね。ところがまた税金を使って、控訴したわけですよ。で、控訴したときにね、控訴したときに、答弁書の中にこれが出てきたわけですよ。そのときに住民説明会の議事録が出てきました。もうこれでもってまだ町としてはその一審は、一審判決は不当だということで、証拠を出されたんです。町長、しっかりこれ読んでいただきたいんですが。

その前にですね、情報公開条例、確か、何条でしたっけ。十何条ですかね、十何条のところね、その第三者を保護するという条例があるね、あります。その中で町がそれに対して、そういう地番を開示することを望みますか、どうですかということの申し入れをして、開示されることを望みませんというようなものが25年の8月30日に出ているわけですね。これ、22年度の話よ。22年度の話ね、そして25年に開示請求したのが確か24年ぐらいでしょう。だったら、2週間、1週間以内に申し入れせないかんのやないですか。もうそれがなされていなくて、判決の中でもですね、それが出されています。一つ質問しますが、これどうしてこんなこと出さなかなあと思ってね。

そこでちょっとね、すみません、控訴状か。これですね。（「一般質問になっていませんよ、これ」と呼ぶ者あり）（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 小田 武人君

妹川議員、妹川議員にあの・・・・・・・・

○議員 5番 妹川 征男君

何が一般質問になっていないんですか。何を言うんですか。

○議長 小田 武人君

妹川議員に申し上げます。妹川議員の一般質問通告書については、3件目、町長の議会に対する姿勢についてと。

○議員 5番 妹川 征男君

3番目に、2番目に裁判のことを言っているじゃないですか。

○議長 小田 武人君

いやだから・・・・・・・・

○議員 5番 妹川 征男君

それで、町長、その中でちょっと今、控訴状の中にですね、そういう住民説明会の会議録が出ているんですよ。ということでね、今回の町長が言うように、6月議会ではですね、地番のことだけじゃなくて、これに関連して住民説明会が、議事録が出てきたわけですよ。でもこれは正式な議事録じゃないですよ。その最上さんが出した住民説明会がありましたということを過去にさかのぼって出されたということですので、その辺はどうですか。その辺は御存じやったですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっとあの妹川議員、勘違いされとる。私はこの前言ったのはですね、妹川議員は、自分でいみじくも言われたんですけど、平成24年6月から平成28年12月までで16回、それで30年6月で17回。17回この特養に関してされています。そしてですね、17回のうちの同じ質問を7回されています。これも、精査しました。疑問に思われるんやったら、自分で探してください。ちょうど時間となりました。すみません、まだ言いたいけど。ルールですから。

○議長 小田 武人君

時間になりました。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあこれで私の一般質問を終わります。また次回ですね、時間があれば、この裁判の問題について意見を聞きたいと思いますので、そのときはよろしくお願いします。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

午後3時19分散会
